

— 目 次 —

◎第3回定例会

○6月8日（第1号）

日程第1	会議録署名議員の指名	4
日程第2	会期決定の件について	4
日程第3	議案第52号から議案第75号までの24議案及び報告3件並びに請願2件、 陳情1件一括議題	5

○6月12日（第2号）

日程第1	総括質疑	14
日程第2	常任委員会付託	20

○6月16日（第3号）

日程第1	一般質問	24
7番	東村 和往君	24
3番	上西 祐子君	35
16番	的場 茂君	47
4番	福留 久光君	55
8番	池田 克子君	61

○6月20日（第4号）

日程第1	常任委員長報告	72
日程第2	質疑・討論・採決（議案第52号から議案第75号及び陳情第5号並びに請 願第1号、第2号）	79
追加日程第1	意見書（案）第4号について	93

○6月22日（第5号）

日程第1	追加議案の取扱いについて	96
日程第2	議案第76号から議案第78号までの3議案及び報告1件並びに要望書（案） 第1号一括議題	97

日程第3	質疑・討論・採決	9 9
日程第4	議員派遣の報告について	1 0 2
日程第5	議会運営委員会の閉会中の審査事項について	1 0 2
日程第6	議会広報編集特別委員会の閉会中の審査事項について	1 0 3
日程第7	議員派遣について	1 0 3
追加日程第1	山中則夫君の議員辞職の件	1 0 3

三股町告示第31号

平成18年第3回三股町議会定例会を次のとおり招集する。

平成18年6月5日

三股町長 桑畑 和男

1 期 日 平成18年6月8日

2 場 所 三股町議会議場

○開会日に応招した議員

斉藤ちづ子君	財部 一男君
上西 祐子君	福留 久光君
大久保義直君	重久 邦仁君
東村 和往君	池田 克子君
別府 久光君	原田 重治君
中石 高男君	山中 則夫君
小牧 利美君	宮田 強雄君
黒木 孝光君	的場 茂君
桑畑 浩三君	山領 征男君

○6月12日に応招した議員

○6月16日に応招した議員

○6月20日に応招した議員

○6月22日に応招した議員

○応招しなかった議員

平成18年 第3回（定例） 三 股 町 議 会 会 議 録 （第1日）

平成18年6月8日（木曜日）

議事日程（第1号）

平成18年6月8日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期決定の件について
日程第3 議案第52号から議案第75号までの24議案及び報告3件並びに請願2件、陳情1件一括議題
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期決定の件について
日程第3 議案第52号から議案第75号までの24議案及び報告3件並びに請願2件、陳情1件一括議題
-

出席議員（18名）

1 番 斉藤ちづ子君	2 番 財部 一男君
3 番 上西 祐子君	4 番 福留 久光君
5 番 大久保義直君	6 番 重久 邦仁君
7 番 東村 和往君	8 番 池田 克子君
9 番 別府 久光君	10 番 原田 重治君
11 番 中石 高男君	12 番 山中 則夫君
13 番 小牧 利美君	14 番 宮田 強雄君
15 番 黒木 孝光君	16 番 的場 茂君
17 番 桑畑 浩三君	18 番 山領 征男君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 岩松 健一君

書記 出水 健一君

書記 榎木たみ子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	桑畑 和男君	助役	原田 一彦君
教育長	田中 久光君	総務企画課長	原田 順一君
税務財政課長	渡邊 知昌君	町民保健課長	重信 和人君
福祉課長	下石 年成君	産業振興課長	木佐貫辰生君
都市整備課長	中原 昭一君	環境水道課長	福重 守君
教育課長	野元 祥一君	会計課長	上村 陽一君

午前10時00分開会

○議長（原田 重治君） ただ今から平成18年第3回三股町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（原田 重治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本会期中の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において7番、東村君、12番、山中君の2名を指名します。

日程第2. 会期決定の件について

○議長（原田 重治君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

議会運営委員長より報告をお願いします。議会運営委員長。

〔議会運営委員長 山中 則夫君登壇〕

○議会運営委員長（山中 則夫君） おはようございます。それでは、議会運営委員会の協議の結果について御報告いたします。

去る6月の5日に委員会を開催し、本定例会にかかわる措置、諸事項について協議を行いました。その結果、本定例会の会期は、本日より6月22日までの15日間とすることに決定しました。

なお、本日上程されます24議案、請願2件及び陳情1件については、20日の日に採決を行

い、２１日に追加上程されます三股中学校改築工事及び中原団地建築工事関係の請負契約議案につきましては、委員会付託を省略し、２２日に全体審議で措置することに決しました。その他日程の詳細については、会期日程（案）を配付しておりますので、説明は省略いたします。

以上、報告を終わります。

○議長（原田 重治君） お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日より６月２２日までの１５日間とすることとし、本日上程されます２４議案、請願２件及び陳情１件については、２０日に採決を行い、２１日に追加上程されます、三股中学校改築工事及び中原団地建築工事関係の請負契約議案につきましては、委員会付託を省略し、２２日に全体審議で措置したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 意義なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日より６月２２日までの１５日間とすることとし、本日上程されます２４議案、請願２件及び陳情１件については、２０日に採決を行い、２１日に追加上程されます、三股中学校改築工事及び中原団地建築工事関係の請負契約議案につきましては、委員会付託を省略し、２２日に全体審議で措置することに決しました。

日程第３．議案第５２号から議案第７５号までの２４議案及び報告３件並びに請願２件一括議題

○議長（原田 重治君） 日程第３、議案第５２号から議案第７５号までの２４議案及び報告３件並びに請願２件を一括して議題とします。

ここで提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君） おはようございます。本日開会いたしました平成１８年第３回三股町議会定例会に上程いたしました各議案につきまして、その提案理由の御説明を申し上げます。

なお、議案第５２号から第６１号までの１０議案につきましては、すべて、去る平成１８年３月３１日付でそれぞれ専決処分にしましたので、地方自治法第１７９条第３項の規定により、今議会に報告し、その承認を求めようとするものであります。

まず、議案第５２号「三股町税条例の一部を改正する条例」について御説明を申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が、第１６４回通常国会において可決され、平成１８年３月３１日に公布されたところであり、これに伴い、本町の関係条例の所要の改正措置を講じたものであります。

改正の内容につきましては、国の三位一体改革に伴い、所得税から個人住民税へ税源移譲が行

われることによって、住民税の税率構造を見直して、比例税率から一律１０％になるとともに、納税者の所得税と住民税を合わせた全体での税負担が極力変わらないよう、所得税率の細分化や住民税の減額措置によって調整を行うものであります。

そのほか、住民税に関する改正としては、定率減税の廃止、地震保険料控除の創設、所得割及び均等割の非課税限度額の改正などであり、たばこ税については、税率の引き上げが平成１８年７月１日から実施されます。固定資産税に関する改正として、土地に係る税の負担調整方法や住宅耐震改修に伴う固定資産税の減額措置の創設など、今回見直しを行ったものであります。

次に、議案第５３号「三股町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

本案は、地方税法の一部を改正する法律が公布をされたことに伴い、三股町国民健康保険税条例の一部改正を行ったものであります。改正の内容は、国保税介護分賦課限度額８万円を９万円に引き上げ及び公的年金等控除の見直しに伴う国保税の激変緩和としての経過措置の新設並びに地方税法の一部改正に伴って、根拠法令等の引用条文を改正したものであります。

次に議案第５４号「三股町進行性筋萎縮症者療養等給付事業実施条例」について御説明申し上げます。

本案は、国の進行性筋萎縮症者療養等給付事業実施要綱の一部改正により、所要の事項を定めようとするものであります。すなわち、給付を受ける者の負担額認定方法の改正により、市町村が療養給付の一部負担を徴収することとなったことから、所要の条例を制定したものであります。

なお、この条例につきましては、平成１８年１０月１日より自立支援法へ移行するため、平成１８年９月３０日付をもってその効力を失うこととなります。

次に、議案第５５号「平成１７年度三股町一般会計補正予算（第９号）」について御説明申し上げます。

本案は、年度末における各種事務事業の実績、あるいは決定に基づき、歳入歳出予算の補正及び地方債の補正を行おうとするものであります。すなわち、歳入歳出予算の総額９０億５,４１３万７,０００円に歳入歳出それぞれ７,７８０万２,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ９１億３,１９３万９,０００円としたものであります。

まず、歳入について主なものを御説明申し上げます。

町税は収入実績、見込み額により、地方交付税は決定により増額補正し、地方消費税交付金については決定により減額補正したものであります。繰入金は、国民健康保険特別会計及び基金からの繰り入れを減額補正するものであります。

次に、歳出について主なものを御説明申し上げます。

諸支出金を除いて、各課においてすべて減額補正であります。各費目の人件費は実績により

減額補正し、その他の各費目においても、各種事務事業の実績に基づき、執行残、不用額も減額補正したものであります。諸支出金が見込まれる収支額の剰余分を公共施設等整備基金に積み立てるものであります。

次に、第2表地方債の補正については、各事業費の確定により、限度額をそれぞれ増減補正するものであります。

次に、議案第56号「平成17年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」について御説明申し上げます。

本案は、平成17年度の実績並びに決算を見込んで補正したものであります。すなわち、歳入歳出予算の総額25億5,593万1,000円から歳入歳出それぞれ6,621万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億8,971万3,000円としたものであります。

次に、議案第57号「平成17年度三股町介護保険特別会計補正予算（第3号）」について御説明申し上げます。

本案は、平成17年度実績並びに決算を見込んだ補正予算であります。すなわち、歳入歳出予算の総額15億2,942万3,000円から歳入歳出それぞれ690万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億2,251万7,000円としたものであります。

次に、議案第58号「平成17年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」並びに議案第59号「平成17年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」については、関連がありますので、一括御説明を申し上げます。

両議案は、年度末における事務事業の実績、あるいは決定に基づき、それぞれ補正を行ったものであります。

まず、議案第58号「平成17年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」は、歳入歳出予算の総額4,487万4,000円から歳入歳出それぞれ158万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,328万5,000円としたものであります。

次に、議案第59号「平成17年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」は、歳入歳出予算の総額4,046万3,000円から歳入歳出それぞれ223万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,822万5,000円としたものであります。

次に、議案第60号「平成17年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）」について御説明申し上げます。

本案は、年度末における事業の実績、あるいは決定を見込んだ補正予算であります。すなわち、

歳入歳出予算の総額4億3,246万4,000円から歳入歳出それぞれ572万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億2,674万3,000円としたものであります。

次に、議案第61号「平成17年度三股町墓地公園事業特別会計補正予算（第3号）」について御説明申し上げます。

本案は、年度末における事業の実績、あるいは決定を見込んだ補正予算であります。すなわち、歳入歳出予算の総額3,286万7,000円に歳入歳出それぞれ1万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,288万4,000円としたものであります。

次に、議案第62号「三股町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

本案は、企業職員の給与に関し、現状に合わせようとするもので、すなわち、宿日直手当と企業手当について廃止しようとするものであります。

次に、議案第63号「三股町特別職報酬等審議会条例」について御説明申し上げます。

本案は、特別職の報酬等を審議する審議会の設置等について、新たに条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第64号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

本案は、三股町特別職報酬等審議会委員の報酬を追加しようとするものであります。

次に、議案第65号「職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

本案は、三股町国民健康保険病院への指定管理者制度の導入及び事務職員の諸手当が現状に合わなくなったことから、現行の諸手当を改正しようとするものであります。

次に、議案第66号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

昨今の厳しい経済、雇用情勢を受けて、公務員の月齢給が民間を上回ることになり、この状況を踏まえ、人事院が国家公務員の給与について、昨年8月15日に国会及び内閣に対して勧告を行ったところであります。その内容は、民間基準の原則にのっとり、月齢給を引き下げ、職員の士気を確保しつつ能率的な人事管理を推進するため、年功的な給与上昇要因を抑制した給与システムを構築するとともに、職務、職責や勤務実績に応じた適切な給与体系を確立すること、となっております。本町におきましても、従前から、国家公務員に準じて給与の改定を行っている経緯、また県下の市町村の動向など、慎重に検討いたしました結果、国、県と同様に所要の改定をしようとするものであります。

次に、議案第 67 号「三股町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」について御説明申し上げます。

本案は、地方公務員法第 58 条の 2 の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し、所要の事項を定めるため、新たに条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第 68 号「三股町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

本案は、平成 17 年分の収入申告に基づき、平成 18 年度分の国民健康保険税を起算した結果、予算額に満たないため、税率を改正しようとするものであります。

次に、議案第 69 号「三股町児童福祉施設設置条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

本案は、中原団地の建設事業に伴い、中原児童遊園を廃止しようとするものであります。

次に、議案第 70 号「三股町養護老人ホーム設置条例の一部を改正する条例」並びに議案第 71 号「三股町在宅老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」については、関連がありますので、一括して御説明を申し上げます。

両議案は、三股町養護老人ホーム及び三股町在宅デイサービスセンターの管理を指定管理者に行わせることができるようにするものであります。すなわち、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定により、指定管理者への業務内容を初め、施設の運営及び指定管理者の選定に関する事項を定め、より効果的な運営を図る趣旨のもとに、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第 72 号「平成 18 年度三股町一般会計補正予算（第 1 号）」について御説明を申し上げます。

本案は、人事異動に伴う給与費等のほか、所要の補正措置を行うものであります。すなわち、歳入歳出予算の総額 84 億 7,000 万円に歳入歳出それぞれ 7,326 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 85 億 4,326 万 4,000 円とするものであります。

まず、歳入について主なものを説明申し上げます。

寄附金は林道改良事業に伴う指定寄附として、繰入金は老人保健特別会計の前年度清算金を、雑入においては交付内示によりコミュニティー助成事業補助金を、それぞれ増額補正するものであります。

次に、歳出について主なものを説明申し上げます。

歳出の各費目にわたる給与費等については、本年 4 月の人事異動に伴います人件費を組み替え補正するものであります。そのほか、総務費では雇用契約職員委託料を増額補正し、民生費では、人事異動に伴う国民健康保険特別会計、介護保険特別会計への人件費分の繰り出し金を増額補正するものであります。農林水産業費においては指定寄附による林道改良事業の経費を増額補正し、

教育費では、勝岡小学校耐震診断委託料並びにコミュニティー助成事業補助金等をそれぞれ増額補正するものであります。

また、今回の補正による収支調整額を予備費に計上するものであります。

次に、議案第73号「平成18年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」について御説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額25億6,993万1,000円に歳入歳出それぞれ642万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億7,635万4,000円とするものであります。

歳入につきましては、国保税介護分を減額し、繰越金を増額補正するものであります。歳出については、人事異動に伴う補正が主なものであります。

次に、議案第74号「平成18年度三股町老人保健特別会計補正予算（第1号）」について御説明申し上げます。

本案は、平成17年度実績に基づく補正予算であります。すなわち、歳入歳出予算の総額20億5,300万円に歳入歳出それぞれ7,368万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億2,668万8,000円とするものであります。

次に、議案第75号「平成18年度三股町介護保険特別会計補正予算（第1号）」について御説明申し上げます。

本案は、人事異動に伴う補正予算であります。歳入歳出予算の総額15億5,262万4,000円に歳入歳出それぞれ1,696万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億6,958万8,000円とするものであります。

以上、議案第52号から議案第75号までの24議案について、その提案理由の説明を申し上げましたが、よろしく御審議の上、御承認くださるようお願いいたします。

なお、今回、今議会に報告3件を提出をいたしております。

まず、報告第1号「三股町土地開発公社の平成18年度事業計画及び予算」、報告第2号「平成17年度三股町一般会計繰越明許費繰越計算書」及び報告第3号「専決処分の報告について（損害賠償額の決定及び和解について）」は、それぞれ関係法令に基づきまして議会に報告するものであります。よろしく御理解をいただきますようお願いを申し上げます。

以上で提案理由の御説明を終わります。

○議長（原田 重治君） ここでしばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午前10時29分休憩

〔全員協議会〕

午前10時31分再開

○議長（原田 重治君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

ここで補足説明があれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） ないですね。

次に、請願第1号及び第2号の趣旨説明を求めます。上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） おはようございます。最初に、「品目横断的経営安定対策」にかかわる請願を受けましたので、説明いたします。

品目横断的対策は、これまでの全農家を対象にした小麦、大豆などの品目ごとの価格補償を全廃し、平成19年から、要件を満たす農家、集落営農だけを対象にして、諸外国との生産格差の是正と収入変動による影響緩和を組み合わせた経営安全対策を実施する、としています。

しかし、支援を受けるための要件が現実と大きくかけ離れているため、多数の農家が対象から外され、生産を継続することが困難になります。小麦、大豆を中心にした生産調整機能も維持できなくなります。その結果は、さらなる米価暴落の引き金となり、過疎化を加速させるなど、農山村の困難をさらに助長しかねません。

また、支援の対象となっても、関税を引き下げて輸入を拡大し、外国の安い輸入原価と競争することが対策の前提です。一切の価格の下支えがないまま「品目横断的経営安定対策」を実施しても、経営を維持することができるのかは甚だ疑問です。

さらに、諸外国との生産格差の是正対策の主要部分が過去の作付実績を基準にしているため、支援対象品目の生産拡大につながらず、自給率向上に逆行することも重大です。農家への対策の周知は極めて不十分であり、農水省が最終的な交付水準も明らかにしていない中で対応を拙速に求めることほど乱暴なことはありません。

食料自給率を向上させるために担い手をふやすことが緊急の課題となっているとき、多数の農家を農政の対象から外すことは許されません。家族経営を基本に、地域の実情を踏まえた多様な形態の経営を尊重し、価格補償と直接支払いで支える経営安定対策こそが世界の流れであり、日本の農政に最も求められる対策と考えます。

このような内容ですので、十分に御審議をしていただいて、御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

次に、「日本と同様の安全対策が実施されない限り、アメリカ産牛肉の輸入再開をしないことを求める意見書」の採択をお願いいたします。

これは、3月議会でも同様の意見書が出ましたが、このほとんどが一緒ですけど、さきの意見

書では、小泉内閣総理大臣、農林水産大臣あてに送っております。今回は、厚生労働大臣あてにも送りたいということで来ていますので、よろしくこの意見書（案）を御審議の上、採択していただきますようよろしくお願いいたします。

以上で終わります。

○議長（原田 重治君）　しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午前10時36分休憩

〔全員協議会〕

午前11時04分再開

○議長（原田 重治君）　休憩前に引き続き本会議を再開します。

ここでお願いいたします。明日は、議案熟読のため休会となっておりますが、総括質疑で詳細な数値等の提示を求める質疑をされる方は、事務局に用紙を備えておりますので、明日の正午までに通告くださるようお願いいたします。

----- . ----- . -----
○議長（原田 重治君）　それでは、以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午前11時05分散会

平成18年 第3回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第2日)

平成18年6月12日(月曜日)

議事日程(第2号)

平成18年6月12日 午前10時00分開議

日程第1 総括質疑

日程第2 常任委員会付託

本日の会議に付した事件

日程第1 総括質疑

日程第2 常任委員会付託

出席議員(18名)

1 番 斉藤ちづ子君	2 番 財部 一男君
3 番 上西 祐子君	4 番 福留 久光君
5 番 大久保義直君	6 番 重久 邦仁君
7 番 東村 和往君	8 番 池田 克子君
9 番 別府 久光君	10番 原田 重治君
11番 中石 高男君	12番 山中 則夫君
13番 小牧 利美君	14番 宮田 強雄君
15番 黒木 孝光君	16番 的場 茂君
17番 桑畑 浩三君	18番 山領 征男君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 岩松 健一君	書記 出水 健一君
	書記 榎木たみ子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	桑畑 和男君	助役	原田 一彦君
教育長	田中 久光君	総務企画課長	原田 順一君
税務財政課長	渡邊 知昌君	町民保健課長	重信 和人君
福祉課長	下石 年成君	産業振興課長	木佐貫辰生君
都市整備課長	中原 昭一君	環境水道課長	福重 守君
教育課長	野元 祥一君	会計課長	上村 陽一君

午前10時00分開議

○議長（原田 重治君） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1．総括質疑

○議長（原田 重治君） 日程第1、総括質疑を行います。

総括質疑は、今会期の初日に提案されたすべての案件に対しての質疑であります。質疑の際は、議案番号を明示の上、質疑をお願いします。

また、質疑は、会議規則により、1議題につき1人3回以内となっております。

また、自己の所属する委員会が所管する議案に対しては、委員会で行うなどの協力方よろしくをお願いします。

質疑ありませんか。上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 議案52号、専決処分の三股町税の一部改正する条例です。この中での内容なんですが、税源移譲の影響、それと、定率減税による影響、固定資産税の負担調整措置の強化とはどういうことなのか、また、増税額はどのくらいなのか、お聞きします。

○議長（原田 重治君） 税務財政課長。

○税務財政課長（渡邊 知昌君） 今の質問に対して、私の方でお答えしたいと思います。

まず、税源移譲に関する改正についてですが、これの影響額はどれほどあるのかということでございます。税源移譲についてはですね、条文でいいますと。改正文で1ページの第34条の3の第1項というところがございます。新旧比較表では、3ページの方に載っております。

税源移譲についてはですね、国の三位一体改革、これによりまして、国庫補助負担金が4兆円規模で見直しされ、税源移譲としては3兆円規模の税源がなされるということで、平成18年度につきましては、所得譲与税で措置されまして、本町におきましては、1億7,500万円ほどの税源移譲という形でございます。で、19年度以降がですね、いよいよ本格的な税源移譲とい

うことで、所得税から住民税への移譲という形になります。で、住民税の税率を変えることによってその税源移譲がなされるわけですが、まあ、住民税については一律10%ですね、今までの、改正前におきましては、累進課税をとっておりまして、200万円以下の金額については町民税で5%、県民税で2%、合わせての7%、200万から700万までは、町民税が8%、県民税が2%の10%、そして700万を超える金額については、町民税が10%、そして県民税が3%の、合計の13%となっておりました。それが10%になることによって税源が移譲されると、税金の税額が増収されるということになります。

で、それで——ただし、所得税と住民税の合計の税負担ですね、これが、全体では変わらないように、所得税の方も税率を細分化しまして、さらに、それでも出てくる調整がありますので、住民税を、それを減額措置するということで対応しているところであります。所得税については、現行の累進税率が4区分から6区分に変わります。最低の税率が5%からですね、5%、5%から40%に変わるということでございます。

それで、その影響ですが、まあ、納税者側から見ると、トータル一緒ということになります。例えば、モデルでいいますと、夫婦と子供2人世帯ということで、給与収入が300万というところでございますが、その方の所得は192万でございます。192万で、そういった基礎控除、あるいは配偶者控除、扶養控除を引きますと、控除の方が大きいわけでございますので、所得税はゼロという形になります。住民税についてはですね、所得控除を引いても18万ほど出てきますので、これに10%を掛けたのが、まあ、税率なんですけれども、ただし、トータル一緒にするということになりますから、その分が減額措置されまして、まあ、従来が9,000円でございますので、その9,000円の額に一致するということになっております。同様にですね、給与収入が500万の場合が、所得税が、改正前が11万9,000円、住民税が7万6,000円でございますが、この7万6,000円から、住民税の方が13万5,500円となりますけれども、ふえた分だけ所得税が減るという形ですね、全体で19万5,000円ということになります。これが、1,000万であっても同じことです。大体、1,200万までが、そういったことで同じ金額になります。あとは、1,200万を超えますと、多少ですね、減額、7,000円ほどの減額というような状況が出てまいります。

それで、税源移譲における本町における影響額っていいですかね、全体の影響額というのは、なかなか最新の課税データをもとに出すことができませんので、個別に出していかないとできないものですから、時間が大変かかりますので、これは困難なんですけれども、ただ、県の方ですね、平成15年度の課税状況調べの数値に基づく試算があります。全市町村、試算したものがございまして、まあ、それによりますと、三股町においてはですね、課税標準額が11億7,000万程度、そして、移譲前の理論税額が7億8,200万ぐらい、そして、移譲後の理論

税額が11億7,000万ぐらいになります。差し引きしますと、3億8,800万の増と。まあ、これにはほかの税改正が反映しておりませんので、例えば、公的年金控除の見直しとか、高齢者控除の廃止とか、そういったものが加味されておきませんので、まあ、いずれも増要因なんですけれども、それを含めると、まだ少し上がるというようなことです。これの、まあ、これに徴収率を掛けまして、町民税の割合としてはですね、その60%が町民税ということになりますので、2億2,900万ほどの増額ということが、まあ、税源移譲による影響額ということになります。

それから、定率減税についてはですね、これが17年度ベースで、17年度は定率減税がありましたので、税額の15%、限度額を4万円としてあったわけですが、その17年度ベースでいきますと、減税額が5,680万だったんですが、これが18年度課税においては、その半分がですね、段階的に見直しされたということで、2,830万、で、19年度については、定率減税は廃止ということで、これがゼロになるということでございます。

それから、固定資産税の負担調整がどのようなものか、そして、増税額はどれぐらいかということでございますが、これは、土地にかかる税負担の調整ということですので、家屋じゃございませんので、土地の調整ということです。まあ、税法上の考え方ではですね、土地の評価額と課税標準額は一致するのが原則ですが、土地については、評価替えの年に、前年度の課税標準額と新評価額との格差が生じるため、緩和措置として負担調整が行われてきております。現行の調整方法では、評価額と課税標準額との差の是正は長い期間を要し、同じ評価額の土地であっても、税負担に格差があります。長期間にわたって不公平が継続するというような状況であります。

また、地価が上昇すると、ますます評価額と課税標準額との差が拡大し、さらなる不公平が拡大するおそれがあることから、今回、宅地において負担調整の方法が改正されたものであります。現行では、前年度の課税標準額が新評価額に占める割合、負担水準といいますが、この割合の区分に応じて一定の調整率を前年度課税標準額に乗じて調整する仕組みとなっております。例えば、負担水準が、商用地については40%から60%、それから、住宅用地にあつては40%から80%である場合、調整率を1.025、つまり2.5%をですね、前年度の課税標準額に加算して調整するというようなやり方でやってたわけですが、今回の改正ではですね、負担水準が、商用地については20%から60%、住宅用地については20%から80%の範囲であるものについては、新しい評価額に5%を掛けて、前年度の課税標準額に加算することになります。そしてまた、負担水準が20%未満である場合は、新評価額の20%までに引き上げられるといったような内容でございます。

これに対する影響はですね、当初、18年度予算でもう反映しておりますが、470万円ほどが増額という形になっております。

以上でございます。

○議長（原田 重治君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 先ほどの、住民税の方が一律10%になって、住民税と所得税は調整されるから一緒だとおっしゃいましたけど、介護保険料とか、住民税非課税によっていろいろ恩典がある人がいらっしゃいますよね、今までは住民税がかからなかった人たちにも、今度からは、今まで5%だった人たちが、全部10%、一律になるわけでしょう。

○税務財政課長（渡邊 知昌君） そうですね。

○議員（3番 上西 祐子君） そういうときに、そのほかに、そのベースで計算されるのか、それとも、もう所得税と住民税合わせて、今までの、変わらないところで計算されるのか、ほかの——ほかに影響する分ですよ、国保とか介護保険料とか、いろいろな住民税非課税所帯とかいうふうなことになりますがね、そこら辺どうなるんですか。

○議長（原田 重治君） 税務財政課長。

○税務財政課長（渡邊 知昌君） 国保税についてはですね、その所得金額によってということですので、その影響はないと思います。それと、まあ、10%にはなるんですけれども、ただ、今まで5%の部分についてはですね、やっぱり従来どおり計算すると5%になります。ですから、その影響はないということでございます。

○議員（3番 上西 祐子君） わかりました。

○議長（原田 重治君） ほかにありませんか。——上西さんはそれでいいんですか。

○議員（3番 上西 祐子君） はい。

○議長（原田 重治君） ほかに質疑はありませんか。——上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 議案番号60号です。17年度公共下水道事業特別会計補正予算なんですが、17年度に公共下水道が完成した地区がありますが、減額に措置がされておりますけど、大体、何所帯ぐらいあって、どれぐらい加入されて、その状況ですか、そのあたりをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（原田 重治君） 環境水道課長。

○環境水道課長（福重 守君） お答えいたします。

戸数が、18年の3月31日現在、56戸が使用しております。——56、はい。これは、1,000——今90ヘクタール整備が済んでいるんですが、1,209戸ということでカウントしております。それでいきますと、4.6%ということになります。はい。

○議長（原田 重治君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 数字を聞きますと、また少ないっていうふうに感じるわけなんです、大体、平均、つなぐ費用ですよ、それ、大体1世帯どれぐらいかかっておるんでしょう

か。

○議長（原田 重治君） 環境水道課長。

○環境水道課長（福重 守君） いろんな説明会等をやっておる場ですね、私のところは幾らぐらいなるんでしょうかということをよく聞かれます。これは、うちの方では、宅地内1メートルまでは、うちの方で公共ますというのを入れるわけですね。それからあとは個人の負担になるわけですが、既に合併浄化槽が入つるところは、割とその管だけの配管、やりなおしですね。単独浄化槽になりますと、今度はまた、それをまとめる管とか、それで、汲み取りであれば、当然、水洗化のための費用とかっていうのがかかるわけですね、これ一番高いんでしょうけども、一般的には、いろんなその状況があるわけですね、管を引くまでに。まあ、大きさが、直径10センチの管でございますから、この管そのものは高くないと思うんですけども、いわゆる工事をするための、その状況ですね、コンクリートが張ってあるか、何かであって、もう違ってですね、私どもとしては、まだ件数が少ないものですから、いろんな今まで出てきたものを一応平均して、また参考にできればなというようなことも考えておりますけども、これは個人に対しても幾らということはありません。

まあ、かなりかかるというようなことを聞いておりますけど、まあ、これはですね、私たちとしては、いわゆる町の配管工事をしますね、そのときに同時にやってもらえば、また安くなるんじゃないかというようなことも説明会等では勧めておりまして、まあ、新たにやるよりか安いんじゃないですかというようなこともあって、はっきり言いますと、幾らということとはちょっと言えません。はい。

○議長（原田 重治君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） やはり、負担が重たいというふうなことが、まあ、なかなかこう、接続するのに躊躇する第一の原因じゃないかなと思うんですけど、やっぱりそれに対しての貸付金なりの、そういうシステムとか、そういうふうなはないんでしょうか。

○議長（原田 重治君） 環境水道課長。

○環境水道課長（福重 守君） まあ、おっしゃるとおりですね、県の方からも下水道の接続促進というようなことで、いろんなところから言われて、私たちも指導を受けております。いろんなところ聞いてみますとですね、融資制度を採用しているところもございますけれども、今、いろんな町財政も厳しい折、私たちもそれができればいいなと思っておりますけど、まだ、そういうことはちょっと、財政の方にもまだ相談はしてない状況でございます。

○議長（原田 重治君） ほかに質疑はありませんか。黒木君。

○議員（15番 黒木 孝光君） 66号の「一般職の職員の給与に関する条例の改正」についてでございますが、現在の課長のみなさんは、詳しく御承知ないかもしれませんが、8級制を取

り入れるとき、かなり議論があったように記憶しておるんですが、何年前になるのかなあ、まあ、わかったら教えていただきたいと思います、今回、それを6級制に改正するということで、職員の間の意見なり、交渉事がどうなったのか。

都城市は従来8級制で、それに移行か、並べて三股も8級制取り入れるていうようなこともいろいろあったわけですね。で、そういったことで、その新都城市の関係、あるいは県内の各自治体の関係、それがわかっておればひとつ説明をしていただきたい。

○議長（原田 重治君） 総務企画課長。

○総務企画課長（原田 順一君） 給与の改正でございます。これにつきましてはですね、去年の人事院勧告に基づきまして、3月の——4月1日の改正を目指したところでございますけども、調整がなかなかつかないということで、今回になったところでございます。

その中で、いろいろ組合の方とも交渉を重ねてきたところでございます。一応、職員の方からはですね、やはり7級制——今回6級で提案をしておるわけでございますけれども、7級はできないのかというようなことでございました。

しかしながら、県内の状況等を見ますときに、なかなか7級は難しいという状況で、交渉してまいって、まあ、6級制ということにしたところでございます。ちなみに、県内の状況を見ますと、町村では6級制がほとんどでございまして、7級制をとっておるのは1カ所でございます。清武町でございますけれども、部長制をとっておる清武町が1カ所でございます。それから、市においては、7級制を採用しております。で、市においてはですね、今現在、この6月で提案するところが4つの市がございまして、これですべてそろうわけでございますけども、その4つの市のですね、正確な情報は入ってきておりませんけども、7級制ではないかというふうに伺っております。

以上でございます。

○議長（原田 重治君） 黒木君。

○議員（15番 黒木 孝光君） 6級制で、各給与号俸が出ておるわけですが、これに移行する場合、もちろんいろいろ評価されてのことだろうと思いますが、その点では影響は出ないとは言えないと思いますが、そのあたりも考えていらっしゃると思いますが、具体的にそういうことが考えられれば、また説明していただくといいなと。

また、どこも定例議会があるわけですから、最終日でもいいですけど、ほかの町村の、いわゆる提案状況をですね、また説明してもらえばいいかなと思います。

○議長（原田 重治君） 総務企画課長。

○総務企画課長（原田 順一君） 切りかえにつきましてはですね、現状の給与を、基本的にはそのまま移行して切りかえるということで、特段の、下げるとか、上げるとかいうことは考えてな

いとでございます。

で、県内のほかのこの提案状況につきましては、また皆様方の方に、委員会でも当然出ますけども、委員会終了後に、皆様方にまた資料なりを示したいというふうに思います。

○議長（原田 重治君） ほかに質疑ありませんか。上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 今の66号なんですけど、6級制になると、今、そういうふうな余り急激に下がることはないとおっしゃいましたけど、やはり、どれぐらいかは、一人当たり下がっていくわけでしょう。で、聞くとところによると、50代の人で2万8,000円ぐらい下がるというふうなことも聞きましたけど、やはり一遍に下がるのかどうか、全体でその影響額はどのくらいなのか、そのあたりを知りたいんですが。

○議長（原田 重治君） 総務企画課長。

○総務企画課長（原田 順一君） 先ほど、ちょっと私の言葉、説明が悪かったかと思いますが、下がることはないというようなことではなくて、国の切りかえよりも特段、上げたり下げたりすることがないという意味でございまして、ちょっと、私、訂正させていただきたいと思います。

その、一人当たりどのぐらいの改定かということでございますけれども、若年層、いわゆる本町の場合、今の給与制で——8級制でございますけども、3級までの主任主事、主任技師あたりの若年層につきましては、改定率が基本的に0%ということの下がりません。しかしながら、それ以降については、随時、パーセント、下がる率が大きくなりまして、本町の場合で、最高7%の減額でございます。これは、議案の中にあります別表第1の表でございますが、これが、基本的に4.8%の減額と、平均4.8%の減額ということで作成されているところでございます。

それから、影響額でございますけれども、これにつきましては、もし、この改定率が完全に今の改定率に移行した場合は、今の給与水準で計算しますと、おおよそでございますけれども、年額3,146万という試算をいたしております。

以上でございます。

○議長（原田 重治君） 上西さん、いいですか。

○議員（3番 上西 祐子君） はい、終わります。

○議長（原田 重治君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて総括質疑を終結します。

日程第2. 常任委員会付託

○議長（原田 重治君） 日程第2、常任委員会付託を行います。

お諮りします。各議案は付託表（案）のとおりそれぞれの常任委員会に付託することに御異議

ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、各議案はそれぞれの常任委員会に付託することに決しました。

各常任委員会におかれましては、審査方よろしくお願いいたします。

なお、各常任委員会におかれましては、委員会の審査日程を協議の上、本日中に事務局に提出くださるようお願いいたします。

○議長（原田 重治君） 以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午前10時29分散会

平成18年 第3回（定例） 三 股 町 議 会 会 議 録 （第3日）

平成18年6月16日（金曜日）

議事日程（第3号）

平成18年6月16日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（18名）

1 番 斉藤ちづ子君	2 番 財部 一男君
3 番 上西 祐子君	4 番 福留 久光君
5 番 大久保義直君	6 番 重久 邦仁君
7 番 東村 和往君	8 番 池田 克子君
9 番 別府 久光君	10番 原田 重治君
11番 中石 高男君	12番 山中 則夫君
13番 小牧 利美君	14番 宮田 強雄君
15番 黒木 孝光君	16番 的場 茂君
17番 桑畑 浩三君	18番 山領 征男君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 岩松 健一君	書記 出水 健一君
	書記 榎木たみ子君

説明のため出席した者の職氏名

町長 桑畑 和男君 助役 原田 一彦君

教育長	-----	田中 久光君	総務企画課長	-----	原田 順一君
税務財政課長	-----	渡邊 知昌君	町民保健課長	-----	重信 和人君
福祉課長	-----	下石 年成君	産業振興課長	-----	木佐貫辰生君
都市整備課長	-----	中原 昭一君	環境水道課長	-----	福重 守君
教育課長	-----	野元 祥一君	会計課長	-----	上村 陽一君

午前10時00分開議

○議長（原田 重治君） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第 1. 一般質問

○議長（原田 重治君） それでは、日程第 1、一般質問を行います。

発言については、申し合わせ事項に遵守していただきますよう、御協力よろしく願います。

発言順位 1 番、東村君。

〔 7 番 東村 和往君 登壇 〕

○議員（ 7 番 東村 和往君） おはようございます。通告に従いまして、災害に関する事柄について質問してまいりたいと思います。

宮崎地方気象台は先月 26 日、九州南部の梅雨入りを発表いたしました。これは平年より 3 日、昨年よりは 16 日早いとのことであります。毎年のことではありますが、梅雨明け前には各地で局地的な集中豪雨が発生し、また、大きな災害等が発生しております。また、その後には台風が次々と発生し、甚大な被害をもたらします。昨年の台風 14 号による災害は、県内はもとより本町においても近年にない大きな被害をもたらしたことはいまだ記憶に新しいところであります。

思い起こせば 37 年前の昭和 44 年に台風に伴う大雨による土砂崩れで当時の三股中学校の女子生徒 4 人が犠牲になって以来であろうと思いますが、昨年の 9 月 6 日、梶山地区においてお二人の方が尊い命を失われました。改めて御冥福をお祈りいたしたいと存じます。

災害は忘れたころにやってくると言いますが、まさにそのとおりの感がいたします。報道によりますと、ことしに入っても沖縄県においては既に大雨による土砂崩壊で大きな被害が発生しております。今後、当地方においても降り続く雨や局地的な大雨による災害がいつ発生するやもしれません。

そこでお伺いいたしますが、先月、町内全世帯に配布された「三股町防災マップ」によりますと、本町には地滑り危険区域が 7 カ所、急傾斜地危険区域が 70 カ所、土石流危険区域が 40 カ

所、ため池危険区域が5カ所とかなりの数の危険区域が指定されておりますが、これらの危険区域についての防災対策はどうなっているのか、お答えを願います。

次に、災害発生が予想される事態が起こったとき、当該区域住民に対していち早く緊急連絡し、現状についてその危険性をつぶさに周知徹底しなければならないわけではありますが、この件についての対策はどうでしょうか。

現在、本町においては防災行政無線が町内全域に配備されております。ただ、このシステムは、平常時のお知らせや時報等にはその役割を果たしておりますが、大雨や暴風雨時にはどこの家庭も窓を閉めきっているため、ほとんど役に立たないと思われれます。そうでなくても普段から広報塔の場所によっては何を言っているのかわからない世帯も多いようであります。このシステムについてはかなり古くなっており、町としては戸別受信システムに切りかえる意向であると聞き及んでおりますが、折しも財政的に厳しくなっている中、実現できるのか、あるいは実現に向けてどの程度進んでいるのか、お教え願います。

次に、災害時、あるいは災害が予想される事態になったとき、住民にとってもっとも頼りにするのは消防団であります。本町の消防団は、県内においてあらゆる点で指折りの成績を誇っておりますし、また、2万4,000の人口からして150名の団員数というのはまさに少数精鋭で頑張ってくれているのであります。私ども住民としては大変心強く思っているところでありますが、今、その団員確保に苦労しているという現実があるようであります。これは高齢化が進む中、全国的な現象であり、国としてもその対策に乗り出したとのことでもあります。

総務消防庁は、団員が会社の勤務中に災害出動や訓練に参加した場合、ボランティア休暇扱いとするなど、社員の消防団活動に理解を示す会社を消防団協力事業所として認定する制度の導入を決定いたしました。全国の消防団員の約7割を占める会社員が活動しやすい環境づくりが進み、団員参加につながることを期待しての措置であります。本町においてはどのような対応を考えているのか。また、団員の負担軽減、あるいは待遇改善について町行政として何か方策はないか、お尋ねをいたします。

あと、具体的なことにつきましては自席から質問することといたしまして、以上で壇上からの質問を終わります。

○議長（原田 重治君） 町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君） おはようございます。ただいまの質問に対しまして回答を申し上げたいというふうに考えております。

まず、防災対策について、①の災害危険箇所の実態とその対策について伺うということでございます。

土砂災害と危険箇所につきましては、町内に122カ所を指定をいたしているところでございます。そして、その危険度をA、B、Cの3ランクに分類しているところでございます。危険度の見直しや対策につきましては、県の土木事務所、自衛隊、警察など、合同で現地視察し、対応をしているところであります。しかしながら、危険度につきましては、山林の伐採状況や周辺の変化等によって変わることから、防災対策につきましては大変苦慮をしている状況でございます。防災対策事業といたしましては、砂防ダム及び急傾斜崩壊対策事業による県の事業として実施することから、今後も県への要望を強化してまいりたいというふうに考えております。

それから、②の防災行政無線システムの現状と課題及び今後の方策についてということでございますが、現在使用しております防災行政無線のシステムは、昭和55年に消防庁の補助事業によりまして設置したものでございます。親局が役場にございまして、そして町内には屋外に子局としてパンザマストが50局、そして、戸別受信機が206個を配備いたしております。火災など緊急時に住民や消防団員に情報を伝達する手段として有効に活用されておりますが、先ほどもお話がございましたように、台風時、嚴重に戸締りされるという最中での情報伝達手段としては有効活用できないという課題が残されております。

また、設備も設置後25年を経過し、老朽化による補修箇所も多くなっております。防災救急無線については、平成28年度までに現在のアナログ方式からデジタル方式への切り換えが義務づけられておりまして、防災行政無線システムについても機器更新の検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

また、台風時の情報伝達手段につきましては、ケーブルテレビや地元のラジオ局など多くの機関との協力体制を構築して、より効果的な情報伝達の体制づくりを図っていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、③の防災のかなめである消防団について、団員確保の実情と団員の待遇改善策についてということでございます。

本町の消防団につきましては、7つの部と1つの機動本部から成る団員数、定数160名となっております。現在のところ定数は満たしているものの、団員の確保につきましては年々厳しいものがございます。県下の消防団員の定数充足率を見ますと、14の市町村しか定数に達しておらず、団員の確保が厳しい状況下でございます。消防団員は18歳以上となっておりますが、各部の平均年齢は36.4歳となっております。地区によりましては平均年齢が高いところがあり、団員の確保に苦慮している状況でございます。消防団員の待遇改善につきましては、他市町村の状況等も考慮しながら改善してまいりたいというふうに考えております。詳細につきましては、担当課長の方から答弁をお願いいたします。

以上で回答といたします。

○議長（原田 重治君） 総務企画課長。

○総務企画課長（原田 順一君） 防災対策で住民への知らせる方法、周知の方法、この辺がどうなってるのかというようなことでございます。これにつきましては、御指摘のように防災行政無線があるわけでございますけども、実際の災害、地震と台風と2つの災害があるわけでございますけれども、台風等につきましては、なかなか防災無線では雨戸を閉め切ってる中で戸別には聞こえないという状況がございまして、台風襲来時にはその最中には全く意味を成さないという状況下にあります。

そういうことで、無線については、今後は災害の最中では使えないというふうに考えております。ただ、台風は事前の自主避難とか呼びかけにはなるわけございまして、目下のところ担当課としましては台風が向かってるということであれば、まだ来ないうちの呼びかけはまず防災無線を使ってやりたいというふうに考えております。

それと、今年から導入したいと考えておりますのは車での呼びかけ、青色パトカーとかですね、これが整備されるわけでございますけども、その辺を使ったところの事前の呼びかけを危険地域に対してはやっていきたいというふうに思います。

それから、実際の台風の最中での問題でございますけども、これは先ほど町長が申し上げられましたように、ケーブルテレビが今年に長田の方に新しく工事をしたところでございます。これで町内には大まかに全世帯に配備できるような体制が整ったところでございます。ケーブルテレビもシステムは役場の中から流せるようなシステムに実はなってるところでございます。しかしながら、すべてにケーブルテレビが行ってなかったという状況がございまして、したがって、今後はこのケーブルテレビを通じて実際の災害時には呼びかけたいというふうに今、ケーブルテレビとはちょっと話をしたところでございます。今後詰めていかなきゃならないというふうに思います。

しかしながら、このケーブルテレビだけでじゃ、すべて大丈夫かと申しますと、まだ長田の方には配線が行っただけで、個人的にはつけてらっしゃらない方もいらっしゃいます。もちろん長田地区だけじゃなくてほかの地区についてもつけてらっしゃらない方がいらっしゃるわけでございますので、いずれにしても災害時の周知方法については、一つの方法では無理があるというふうに思っております。

したがって、ケーブルテレビを使う、あるいは事前には防災無線、車での呼びかけ、それから、もう一点、今、作業を進めようとしておりますのは高齢者等ですね、その最中に車も運転できない方とかもいらっしゃるわけでございますので、そういった高齢者等、あるいはひとり暮らし等とか申しますか、そういった方の登録ができないかということで今検討をしてるところでございます。この辺は地区の自治公民館長さん、あるいはいろんな方ですね、地区の方の協力を得ましてその名簿作製をしていきたい。そして、災害時にはそういったところには直接、消防団員の名

簿によって伺うか、あるいは直接、電話をしたいというふうにも考えておるところでございます。いずれにしても、そういったいろんな方法でやらなければ、一つの方法だけではなかなか周知ができないというふうにも考えておるところでございます。

それから、無線でございますが、戸別受信機はどうかということでもございました。これについてはですね、旧山之口町あたりが戸別受信機、あるいは山田町もそうでもございましたけども、設置しているわけでございますが、山田町はN T Tのオプトーク通信ですか、N T T回線を使った戸別でございます。で、山之口の方は無線を使った戸別でございます。で、本町にも戸別受信機が200台ちょっと、206個ですか、あるわけでございます。公民館長さん、あるいは各学校、あるいは消防団員には配布してあるところもございます。しかしながら、この戸別受信機は1台約五、六万円するものでございまして、なかなか全戸配布というふうにはいかないという状況下でございます。そして、御指摘のように無線が大変古くなってるということで、大変、今修理にうたれてる状況下でもあります。なかなか聞こえないという状況がございまして、この辺の修理費も嵩んできて、維持管理費も嵩んでくるうちゅう状況下でございまして、いずれにしても今後どういう形で持っていくかというのは、検討していかなければならない状況下でございます。

それから、消防団の確保、あるいは団員の負担軽減、あるいは団員の待遇改善はどうかということでございました。団員確保につきましては、各地区で団員を探してきてもらってる状況でございますけれども、大変厳しいものがございます。

それから、団員の負担軽減ですね、この辺がどうかうちゅう問題がございます。これについては具体的に検討はしてないところでございますけれども、一つの考え方でございますけれども、他市町村を視察したときに感じたことでもございますが、団員数が人口一、二万のところでは団員数が2,000人いる、3,000人いるというところがございます。で、その辺はどうかということで調査してみますと、消防団員ですね、実際の火を消す、それは今の若い方、消防団員の方でなければできないかなというところでもございますけども、保険の勧誘とか日ごろの掃除、点検ですね、こういったものは何も消防団員でなくてもできるっていうのがその市町村の言い分でもございまして、負担軽減、働いてるわけでもございますので、その辺の負担軽減を考えるならばやはり高齢者、働いてない方たちがやはりサポートするべきではないか、というふうに視察に行ったところで指摘を受けたところでもございました。今後、その辺のこともやはり考えていかなきゃいけないと。消防団員にだけ任せればいいということじゃなくて、地域の方でサポートしていくっていう体制も必要なんではないかというふうには考えておるところでございます。今後の課題かなというふうに思っております。

それから、団員の待遇改善策でございますけれども、今現在、消防団員の待遇としましては年

額報酬となっております。年額報酬が大変安いわけございまして、4万7,000円から9万4,000円ということで、本当のボランティア的な形になってるところでございます。

それから、そのほかに手当等としましては、火災があるごとに対しましての出動手当、これが1,000円から4,700円の範囲内、それから、公務災害補償、療養補償、給与補償と。それから、自分の車で駆けつけるわけでございますので、その見舞金としまして10万円から100万円の範囲内。それから、消防賞じゅつ金、あるいは殉職者の特別賞じゅつ金としまして190万円から3,000万円の範囲内。それから、退職報償金としましては14万4,000円から92万9,000円の範囲内。それから退職慰労金、これは家族の方に渡るわけでございますけれども、4万9,000円から24万1,000円の範囲内、配偶者等に渡るものでございます。

今申し上げましたのが大まかな消防団員の待遇と申しますか、報酬等でございます。このあたりが三股町が他市町村と比べて低いのか、高いのかと。今までは郡内で大体のところ統一してまいりましたけども、今後は1町になった関係で他市町村のですね、郡内ではなくて県外とかいろんなところの状況もちょうと視察等を行ってみたいと、調査してみたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（原田 重治君） 東村君。

○議員（7番 東村 和往君） 今月号の広報みまたに災害の特集が組まれておりました。いろいろいい企画だと思いますが、予備知識とかですね、食い止めるための方策とか、いろいろ細かく住民の方に周知徹底するような記事が掲載されていますけども、大変いいことじゃないかなと思っております。

話がそれますけれども先日だったですか、町の広報誌が全国の市町村の広報誌コンクールで二席になったということです。最近、ちょっと読みやすくなったなと思っておったんですが、そのように改善されて、それがまた公に認められたということですね。来月はまた聞くところによりますとごみ問題、リサイクル等の企画も掲載されるとかいうことのようにありますけども、ひとつ担当の方でいろんなそういう役に立つ企画を掲載してもらって、住民に読んでいただくということはまた町としても大事なことはないかと思います。健闘を祈りたいと思います。

昨年でしたか、今ここに持ってきておりますが、三股町防災計画書、分厚いもんですが、昨年、私どもの総務委員会でも検討して、本会議でも全会一致で可決したところですけども、広報に比べてこれを読んでもといかにも行政的といいますか、もちろん文字だけが並んでいるわけですけども、文字と数字が。一通り目を通して見ましたけれども、これを見る限り、実に万全の体制が書いてあります。まさにこのとおり、マニュアルどおりやれば本町から災害は全く起こ

らないじゃないかと、起っても何の非の打ちどころのない対策がとれるんじゃないかと思うんですが、なかなか現実はいかなないというところがあると思います。

よく目を通してみますと、至るところに何々を推進するとか、あるいは検討するとか、あるいは図るとか、努めるとかという文字がもうしょっちゅう出てきますね。ということはまだそこまで現実には対策がとられていないということだと思います。もちろんこのとおりすべて対応すれば、予算が幾らあっても足りないということになると思いますけれども、まあ問題は、いわゆる人間の心がけの問題だろうと思うんですけども、それを支えるのがマニュアルだろうと思います。

そこでお伺いしますけれども、なかなかあってはならないことですが、万が一、そういう一たん緩急の場合が起こった場合、町長は当然、総指揮官として指揮をとられるわけですが、そのときに対しての心構えといいますか、決意のほどをお伺いしておきたいと思います、一たん緩急の場合のですね。

○議長（原田 重治君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 先ほども言われましたように、災害は忘れたころやってくるということでございますが、やはりこの県南地区は台風銀座だと以前から言われておりますように毎年のように台風が襲来をいたしております。この台風も一昨年あたりから雨を多く含んだ台風ということで雨台風、大量の——昨年の台風も732ミリという連続雨量ですね、大量の雨を降らす台風が訪れたわけでございますが、やはり雨に対する災害対策というものが非常に大事じゃないかというふうに考えております。

最近、そしてまた本町のこの面積の中で73%が山ということでございますが、やはり人工林が非常に多ございます。杉の場合には36年たちますと伐期に入るというふうに言われておりますが、既にもう40年を超しておりまして伐期に入っておるということで、最近、あちこちの山で伐採が始まっております。

問題はこの山が伐採された後のですね、やはりこの木材の搬出でこの作業道、林道をいれるわけですが、そこに雨が降った場合に路肩が崩れて土砂が崩壊するというようなことで、その辺のことは非常に懸念されるということでございます。先ごろ議会でもそういう話がちょっと出たわけですが、やはり以前は木材の搬出はワイヤーをかけて集材機で木材をおろしていたわけですが、現在はそうじゃなくて、木材を積むところまで作業道が入っていくということから、その辺のことも十分考えなくちゃならないと、今後ですね、いうことで考えているところでございます。とにかく雨に対する防災対策というものが非常に大事であるというふうに考えています。

実は、先週の日曜日に土砂災害に対する全国統一の防災訓練がございました。これは県下で三股町だけが仮屋地区を中心にされました防災訓練であったわけですが、やはりかねがねこの防災に対する町民の意識の高揚というものが非常に大事になってくるんじゃないかと。先ほ

ども課長の方で話をしましたけども、やはりかねがね防災に対する町民の方の意識高揚、向上というものが非常に大事になってくるということで、今後それらのことについて地区説明会あたりをして、防災に対する意識の高揚を図っていきたいというふうに考えておるところでございます。なかなか防災に対してはかねがね、何もないときにはなかなか気付かないわけでございますが、やはりこの梅雨期、そして台風時期に入るわけですが、毎年のように気を揉んでいるところでございます。とにかく防災に対する対策を今後強化していきたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○議長（原田 重治君） 東村君。

○議員（7番 東村 和往君） 決意のほどを伺ったところでありますけども、具体的などころまで詳しくお答えいただきました。ひとつ、そういう事態が発生した場合、町長を中心にひとつ善根込めた体制で臨んでいただきたいと思います。

この防災計画書によりますと、ボランティアについての記述が書いてあるんですけども、大体、災害が起きた場合、もちろん職員を初め消防団等はもう当然出ていくわけですけども、なかなか大きな被害の場合にはどうしても人海戦術が必要だと。そうなるとうちでもボランティアに頼らざるを得ない。

本町の場合、特に2、3、4、5地区あたり、いわゆる山を抱えてる地区は、まだ旧来の隣保班的な考え方といいますか、慣習が残っておりますので、地区を挙げて協力体制は得られると思いますけども、そのボランティア等にやっぱり応援を頼らざるを得ないということも出てくると思うんですが、この計画書によりますとボランティア、町内幾つものボランティア団体があるわけですけども、それらの団体に対して連絡体制、あるいは連携体制、そういうものをボランティアの連絡会の設置とかいうところ書いてあるんですけども、そのような体制が今どの程度とらえているのか、その辺をお願いいたします。

○議長（原田 重治君） 総務企画課長。

○総務企画課長（原田 順一君） この防災計画でございますが、御指摘のように膨大なもので、この計画は相当、国あたりから練ったところございまして、立派なものであるというように思います。しかしながら、御指摘のように計画はあっても行動が伴わなければ、ないに等しいのかなというふうに私も思っておるところでございます。したがって、この防災計画に沿って少しでもそれになるように、あらゆるところでこれを推進していかなくちゃならない、というふうに思っておるところでございます。特に昨年の台風で深くそれを心に感じたところでございます。

そういう中で、この計画にはボランティア、あるいは商工団体とか、あるいは交通機関とか、そういったところへの協力の呼びかけとか、そういったものもなってるところでございます。その

ほかに災害等で崩れたときには建設業界とか、そういったところへの協力とかですね、そういった依頼をすることになってるところでございますが、目下のところ建設業の協会のところ辺とはそういう協定と申しますか、そういったものも交わして協力ももらってるところでございますけども、まだボランティアのところまでは、今のところまだ進んでないところでございます。したがって、今後、そういったものもしていかなければならないのかなとは、考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（原田 重治君） 東村君。

○議員（7番 東村 和往君） ボランティアについてはまだ今後検討ということのようでございますけれども、今、週休二日も定着して、余暇もふえつつあるんですが、何かで読んだことありますが、ぶらぶらするよりボラボラしようとかですね。ボラっていうのはボランティアのことなんです。そういう時間があって、ボランティアをやろうという意思を持ってる人も結構いるだろうと思います。通常のボランティアは回覧板等でゆっくりと連絡を流せば、いろいろ集まっていけるんだらうと思いますが、災害等の場合、急な場合は、通常からのそういう連絡体制と違いますか、周知徹底体制というのをつくっておかないと、すぐに集まらないだろうと思いますので、今後、その点に向けて努力をお願いしたいと思います。

次に、これ、災害だけに限らないんですけれども、心臓が停止した人に電気ショックを与えるAEDっていうんですか、自動体外式除細動器ですか、これが今あちこちに配備されつつあるようですけれども、本町においてはこの機械、どの程度、どのような場所に設置されているのか、教えてください。

○議長（原田 重治君） この件につきましては、池田さんの質問事項の中に入ってるんです。

○議員（7番 東村 和往君） ああ、そうですか。

○議長（原田 重治君） ですから、そこで回答ということで。

○議員（7番 東村 和往君） わかりました。いいですか。

○議長（原田 重治君） どうぞ。

○議員（7番 東村 和往君） そこまで確認しておりませんでしたので、それはそのときに回答をいただければ結構です。

それから、水というのはライフラインの一つで私たちの日常生活に欠かせないもんなんです。昨年の台風の時、宮崎市で浄水場が被害に遭って何日間も断水状態になったということがありましたけれども、本町の場合、何らかの災害に遭った場合に上水道としての給水体制、この辺は万全な対策がとられているんでしょうか、お願いします。

○議長（原田 重治君） 環境水道課長。

○環境水道課長（福重 守君） 御心配されてるとおり、タンクがあるだけで今のところはまだ万全と言えるまでには体制は整っておりません。

○議長（原田 重治君） 総務企画課長。

○総務企画課長（原田 順一君） 今の件に関しまして防災の観点からお答えをいたします。

今、例えば台風等で水道のですね、特に簡易水道等がございますけども、台風時期に必ずどこかで水が止まるという状況がございます。そういったときに対処しているのは今、消防団が実際の水を運ぶという作業をですね、長いもので1カ月近くも運ぶという状況下も今現在あるとでございます。したがって、そういったところに対しては消防車で水を運ぶという体制で対応したい。しかしながら、地震等によりまして水源地そのものに例えば被害があった場合は、なかなかもとの水がないわけがございますのでちょっと厳しい状況かなあとは思っていますが、災害の程度にもよるかなとは思ってるところでございます。

以上です。

○議長（原田 重治君） 東村君。

○議員（7番 東村 和往君） 水源については、今、計画——計画というか、考え方として川北といいますか、勝岡方面にもう1カ所、何ですか、水源を求めて、何かのときには2カ所、どちらかがやられたときには片一方でやるというような体制、これもなかなか予算のかかることで現状としては厳しいもんもあろうかと思いますが、ただ、おいおいそういう体制にやっぱり整備していかなくちゃいけないだろうと思いますので、よろしく検討をお願いしたいと思います。

それと、戸別受信システムについてなんですが、現在、町内で206台ですか、設置してあると。私もことしの4月から公民館長を拝命しまして、前館長からその戸別受信機というのを譲り受けまして持っておるんですが、確かに便利と言えば便利。電源を差し込んでおけばですね——個人的にはなかなかうちもよく聞こえないんです、いろんな広報が流されますけども、窓をあけてこうして耳を澄まさんとそれもなかなか聞き取れないというような状況なんですが、その戸別受信機を入れておけば、実に明快に聞こえまして便利だなあと。これが全家庭にあれば大変重宝するなあという感じをしておるわけですが、今の答弁からすると、1台が五、六万円となりますとそれは財政的に相当な負担がかかるから無理かなという気もいたしますが、実は先月でしたか、公民館長をしてるからでしょうけれども、ある会社から、自治会ワイヤレス放送システム、これを導入しないかという営業マンが来たわけですが、これによると宝くじ一般コミュニティ助成事業というので一施設といいますか、地区といいますか、公民館に250万円の補助金が出るというふうな文句で、現実これ、宮日新聞の切り抜きをコピーして持ってきたんですけれども、北郷町で実際、これを導入したところがあると。総事業費207万9,000円でできたといいますから、そのうちの200万円ぐらいが補助だったとすれば七、

八万円できたのかなと。詳しくは聞いてませんので補助金をのかしたら200万円かかったのか、その辺はわかりませんが、こういう補助事業というものがあるということは町の方では把握はされてないですか。

○議長（原田 重治君） 総務企画課長。

○総務企画課長（原田 順一君） いろんな制度があるわけですが、こういったものが使えれるということはちょっと認識不足でございまして、申しわけなく思ってます。

○議長（原田 重治君） 東村君。

○議員（7番 東村 和往君） おそらく町全体としての大きな補助にはならないだろうと思うんです。一公民館当たりに250万円ということで、全公民館これを活用してやれば大分、町内全域が安くできるんじゃないかという気もするんですが、ただ、それぞれの自治公民館、やっぱりある程度の負担をしなくちゃならないということで、今後の検討課題ということでしょうか、そういう広報システムについて財政難の中でもありますけども、いい方向に向けて検討をお願いしておきたいと思います。

あと消防団員の確保の点についてですけれども、いろいろ総務課長の方から研修、さっきの事例やらと答弁がありましたけれども、負担軽減ということで待遇改善といいますか、先ほどの答弁どおり年俸が4万7,000円から9万4,000円ということで、日常の活動からすると確かにボランティアに近いような金額ではあるわけですが、今の財政状況の中で年俸を引き上げるというのなかなか困難であろうと思うんですが、一つの考え方として、例えば、消防団員の個人といいますか、家庭といいますか、消防団員に対して住民税を軽減すると。あるいは減免するとかですね、そういう方法は——私、税法、あんまり詳しくありませんのでよくわからないんですが、そういう方法はとれないものでしょうか。

○議長（原田 重治君） 税務財政課長。

○税務財政課長（渡邊 知昌君） ただいまの質問ですが、条例上は標準税率で課税するということになってますので、ただこれを個別に軽減するということになると、ちょっと検討してみないと今の時点ではちょっとお答えができないような状況です。また調べてみます。

○議長（原田 重治君） 東村君。

○議員（7番 東村 和往君） 法的な問題もあるんでありましょうけれども、ひとつ検討していただいて、可能であれば実現の方向に向けて努力をお願いしたいと思います。

それと、防災マップというのが全家庭に配布されておるんですが、消防の詰所に消防団員自体がその防災の危険箇所とか、あるいは火災の場合の、消火栓防火水槽の場所は認識してるんだろうと思うんですが、なかなかその周知徹底も図られていないような面もあるようで、先日、櫛田の火災のとき、団員、あるいはOBを含めて防火水槽の場所がわからなかったということもあつ

たらしいんですが、ひとつ詰所なり、あるいは地区公民館等にその地区内の災害危険箇所、あるいは防火水槽、消火栓等の場所を明示した看板といいますか、そういうものを配置しておけば地域住民も確認できるし、いざという場合に、あるいはどこかと探さなくてもいいんじゃないかという気がするんですが、そういう対策をひとつお願いをしておきたいと思います。

以上お願いして、私の質問を終わります。

○議長（原田 重治君） 発言順位 2 番、上西さん。

〔3 番 上西 祐子君 登壇〕

○議員（3 番 上西 祐子君） 3 番、上西です。通告に従いまして質問してまいります。

最初に、町長への政治姿勢についてです。

小泉内閣が構造改革として進めてきた新自由主義の経済路線、大企業の利潤追求を最優先にし、規制緩和万能、市場原理主義、弱肉強食を進める経済路線は、貧困と社会的格差を広げ、社会のゆがみとなってあらわれております。財界大企業は国民生活のあらゆる分野に犠牲を押しつけながら、史上空前のもうけを誇っており、トヨタ自動車では年間純利益が 3 年連続 1 兆円を突破、大銀行も年間利益 3 兆円とバブル時代の実績をはるかに超えております。その中でこの 10 年間に年収 2,000 万円を超える高額所得者層が 30%ふえ、20 万人となっておりますが、その一方で年収 200 万円以下という低所得者層が 24%ふえ、1,000 万人に達しております。

こうした社会的格差の拡大と貧困の新しい広がりの原因の一つに、人間らしい雇用の破壊があります。小泉内閣の 5 年間で正社員は 207 万人減少し、非正規雇用が 280 万人増加、全労働者の 3 人に 1 人、若者や女性では 2 人に 1 人が低賃金で無権利状態の非正規雇用で働いております。

格差を広げた原因の二つ目は、年金、介護に続く医療など、社会保障の大改悪、三つ目は、国民への増税です。この 5 年間に社会保障の連続改悪と増税によって庶民は 13 兆円もの負担増が課せられました。また、小泉内閣のこの 5 年間に格差は一層広がり、中小企業の 12%、52 万社が倒産消滅しました。こうした中で自殺者は 8 年連続 3 万人を超え、県内でも昨年 1 年間で 375 人の方がみずから命を絶っておられます。小泉内閣の進める新自由主義がモラルもルールもない弱肉強食の寒々とした格差社会の中で社会保障の破壊、庶民大増税が進められ、営業と生活に追い打ちをかけております。社会的格差がますます広がろうとしていることについて町長はどう思われるのか、御所見をお伺いいたします。

次に、防災対策についてでございますが、7 番議員の質問とダブるところは省きます。

山、川、崖などの本町における実態と対策は自席から質問してまいります。先ほど町長が言われました、個人の山で崩れるおそれのあるところが多々見受けられます。こうした個人の山で

あっても、伐採後の安全対策をきちんとさせるべきと考えます。そういう意味での対策をお聞かせ願いたいと思います。

それと、先日、回覧板で防災マップが配られましたが、その中に危険箇所地域が示されておりますが、その地域に住んでおられる1人1人に周知徹底されておられるのか、防災訓練や防災学習に参加していない人や高齢者、障害者などをどうするのか、ボランティアの組織、また小学生、中学生への防災教育など、細かい点で防災対策がなされているのか、お伺いいたします。

次に、危険箇所は山や川だけでなく、身近な道路も危険がいっぱいです。昨年12月、ことし4月と上米公園西側の交差点で交通事故が発生し、2名の方が亡くなりました。死亡事故を受けて注意を促す看板設置や、道路にドットラインなど警戒文字を表示されておりますが、これで本当に大丈夫なのか、二度と事故が起こらないような対策が話し合われたのか、お伺いいたします。この場所のすぐ西側も同じような交差点があり、危険を感じますが、どう認識されておられますか。

ほかにも二度、三度と交通事故の発生している交差点があります。それは役場の東南の交差点です。死亡事故こそ起きておりませんが、私が目にしただけでも2件ほどあります。信号機設置の要求も出しましたが、いまだ設置されておられません。重大事故1件の裏で29件の軽傷事故が起き、さらにその裏で300件のヒヤリ、ハットする事例が起きていた。これをハインリッヒの法則というそうですが、死亡者が出てから設置するのではなく、1日も早く対策をとるようにできないのか、伺います。

また、大きな事故にはならないまでも身近な生活道路にも危険があります。町道から県道に出るところのつなぎ目が、でこぼこでお年寄りが転んでけがをしたり、歩道が傷んでおるところ、町道の交差点に穴ができていたり、自転車や歩行者にとってヒヤリとするところが多々あります。このようなところも危険箇所ととらえて、歩行者に優しい町づくりをしてほしいと考えますが、いかがでしょうか。

次に、子供たちにとっての危険箇所について質問していきます。

現在の子供たちは、私たちが育ったころに比べ、危険なことが多過ぎます。危険を少しでも減らすのが大人の責任ではないでしょうか。学校現場でも通学路を保護者が子供と一緒に歩いて危険箇所を調査されております。私も今回、町内の学校を回り、先生やPTAの方から子供たちの通学路や危険なところがないか聞いてみると、道路や暗い場所、空き家と多岐にわたって危険なところがあることがわかりました。学校では危険箇所マップをつくって張り出しているところもありました。

今度話を聞いて思ったことは、学校と保護者と教育行政だけでは解決に無理なところもあるのではないかと思います。例えば、信号機をつけてほしいという要求は警察署、また、通学路に

は県道もあるし、都城市と接しているところもあるというぐあいです。教育委員会と都市整備課、総務企画課、地区の公民館長さんなどと連携が必要になってくるのではないかと思います。子供の安全を守る立場でどのような対策がなされているのか、お伺いいたします。

三番目です。厚生労働省がまとめた平成17年の人口動態統計で、日本人1人が一生に産む子供の平均が1.25人だったということがわかりました。少子化の進行は日本社会の基盤を揺るがす重大問題です。将来の労働力や社会保障にも大きな影響を与えます。本町では国や県の平均よりは高いとはいえ、10年、20年先を考えると、明るいとは言いがたい状況だと思います。本町でも少子化に向けて次世代育成支援行動計画もでき、いろいろな子育て支援も他町よりもすぐれているところがたくさんあります。

そのような中であって、子供を欲しくても妊娠しない夫婦もおられます。県の特定不妊治療費助成事業が平成16年7月から開始され、その助成を受けて治療を受けておられます。不妊治療は保険がきかないので1回の治療で30万円以上かかり、また何回も通わないといけません。若い夫婦にとって大変な出費です。人に優しい町として何とか手を差し伸べてあげられないものでしょうか。

ちなみに綾町では、平成17年4月から県の助成に上乗せして5万円を限度として助成されるようになりました。本町でも検討できないものか、お伺いいたします。

最後に、巡回バス事業のことですが、この事業は前質問いたしました、実施予定日、進捗状況、問題点、どのくらいの予算がかかるのか、お伺いいたします。

後は自席にて質問いたします。

○議長（原田 重治君） 町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君） それでは、ただいまの質問にお答えをしたいと思います。

まず、町長の政治姿勢についてということでございます。

国による構造改革の一つの手段といたしましてあらゆる規制緩和が行われております。この規制緩和が本格化したのが平成7年の行政改革委員会におきまして規制緩和小委員会というのが設置され、規制緩和の推進に関する基本認識が示されたところでございます。聖域なき規制緩和により、構造改革を実施して新しい国づくり、活気のある社会の実現をすることとなっております。私は今、我が国に構造改革が必要であり、そのためには規制緩和も必要であるかというふうに考えますが、しかしながら、その方法論に全面的に賛成しかねるところでございます。先ほどお話がございましたように、地方の切り捨て、弱者の切り捨てということがございましたが、そういうことをする、弱者の切り捨てではなく、ともに発展する社会、こういうものを目指す構造改革であってほしいということを願っているところでございます。

また、御承知のとおり、先ほどもお話がございましたが、5年前に小泉内閣が「改革なくして成長なし」という一大命題のもとにスタートをいたしております。そこで、先ほど申し上げましたように、規制緩和の促進、市場原理主義を推進しておりまして、大企業対中小企業、都市部対地方の経済情勢は負の部分においておのずと格差が生じてまいりまして、ついに格差社会という言葉が生まれてまいりました。大変遺憾に考えております。今後、この格差社会をどう立て直していくかということが今後の政治の課題ではないかというふうに考えているところでございます。

それから、次の危険箇所への対策について、①の山、崖、河川などの危険箇所対策についてということでございます。

これにつきましては、先ほどちょっと申し上げましたが、やはり本町は非常に山が多ございます。そのようなことで人工林も伐期の時期に来ているわけでございますが、伐採した後の災害防止対策というものを進めなければならないというふうに考えております。この対策につきまして主管課の方でどのような形で行政指導しているかということにつきましては、主管課の方から説明をお願いを申し上げたいというふうに考えております。

それから、②の交通事故の発生しやすいおそれのある道路の危険箇所についてということでございます。

交通事故の発生しやすいおそれのある道路の危険箇所については、町民や自治公民館からの要望事項等により警察や県土木事務所と協議しながら、必要なものについては毎年、合同で調査を実施しているところでございます。その中で信号機の設置、道路改良を要するなど、県の事業につきましては随時、要望いたしているところでございます。

先ほどもお話がございましたが、去る2月と4月に上米の広域農道のところで死亡事故が発生いたしました。これにつきましては、早速、警察の立ち会いのもとに現場検証、調査等を行ったところでございます。早速、道路に表示をいたしまして、その事故防止に努めたところでございます。

詳細につきましては、主管課の方から説明をお願いをしたいと思います。

それから、③の通学路、子供たちにとっての危険箇所につきましての事項につきましては、所管の教育長の方から答弁をお願いしたいと思います。

それから、3の不妊治療費助成事業についてということでございます。

綾町では実施中であるが、本町でも取り組む考えはないかということでございます。不妊治療のうち、体外受精及び顕微受精、特定不妊治療にかかる治療は医療保険が適用されないため、高額な治療費を要し、結果的に経済的負担を強いることになりまして、子供を持つことを諦めざるを得ない夫婦がおられることは十分認識をいたしているところでございます。

現在、宮崎県都城保健所が不特定不妊治療費助成事業を行っておりますが、三股町内の方も

8名ほど利用されているようでございます。保険が適用されない体外受精、顕微受精を受ける不妊夫婦に、県内に1年以上居住し、夫婦の前年の所得合計額が650万円未満であることが条件で治療費の2分の1、年10万円を上限に2年間ということで平成16年7月から不妊治療費の助成事業が行われております。

先ほどもお話がございましたように、県下では綾町と宮崎市がこの事業に取り組んでいるようでございます。本町におきましても県内の状況を見ながら上乗せ分の補助を実施する方向で取り組んでまいりたいというふうに考えております。

それから、四番目の巡回バス事業についてでございます。

行政改革推進本部第2分科会におきまして現行の路線バス、廃止路線代替バスを見直すため、平成16年度に町内巡回バス運行に関する分科会を設置いたしまして、具体的な検討を行っているところであります。その分科会の中間報告といたしまして自動車、車中心社会において移動を制約される子供や高齢者等、交通弱者の社会参加の促進、地域商店街の活性化、公共施設との連絡運行等、地域に密着したバス路線を確立することを目的に、現行の路線バス方式を見直すこととなっております。

今後の作業日程といたしましては、7月から地区分館による町民との座談会を開催いたしまして、利用者のニーズに応じたルートや時刻、運賃など、地域の実情に合った巡回バスを構築してまいりたいというふうに考えております。その後、行政改革委員会等を経て、来年4月運行を目指しているところでございます。そのルートにつきましては、原則、現路線を確保しつつ、南北の路線を検討しておりまして、状況等を見ながら段階的に拡充をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上で回答いたします。

○議長（原田 重治君） ここで、11時25分まで本会議を休憩いたします。

午前11時10分休憩

午前11時25分再開

○議長（原田 重治君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

教育長。

○教育長（田中 久光君） 先ほど危険箇所への対策について、その中で通学路についてのことが出ましたので、私の方でこのことについてお答えします。

通学路については御指摘のとおり、さまざまな危険箇所がありますので、児童生徒の身の安全を図る観点から、全学校が通学路の安全点検に取り組んでおるところでございます。時期、方法については、各学校で若干の違いはありますが、ほとんど1学期中に教職員や保護者が通学路を

巡回して、事故が起こりそうな場所や大雨時に増水する河川、水路、崖崩れが発生しやすい箇所など、危険と思われるような箇所をチェックして危険箇所マップ等を作成しております。そして、児童生徒に指導を行っておるところでございます。

また、これまでは交通事故防止に主眼を置いた安全点検でありましたが、最近は御承知のとおり子供が犠牲になる悲惨な事件が多発していることを踏まえまして、車や人通りの少ない場所、見通しの悪い場所についても調査点の対象といたしまして、「見守り隊」による巡回を依頼したり、状況によってはPTAと協議し、通学路を変更するなどのようなことも行っておるところでございます。

なお、7月には県の方から青色パトカー車2台が町の方に届くことになっております。この車を効果的に活用しまして、登下校時の児童の安全を図ってまいりたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（原田 重治君） 産業振興課長。

○産業振興課長（木佐貫辰生君） 伐採跡地の指導についての御質問がございましたので、回答させていただきます。

町ではできるだけ全伐ということにならないようにできるだけ長伐期への施業といたしますか、それとかまた複層林、広葉樹とそれと針葉樹、そちらの混合林ですけれども、そういうような方向でのまず指導をいたしておりますけれども、ただ、材価が非常に低迷しておりますので、ですから、全伐という方向で今、森林施業者がですね、大変、本町の山も伐採の跡地が非常に目立つようになったところでございます。以前は奥山の方が中心でございましたけれども、最近は人家に密接している所でも、大変、全伐という方向でありますので、大変、災害等、我々も心配しているところでございます。

そういう中で全伐といたしますか、施業する場合にですね、本町の方に伐採計画の施業計画の届け出があります。この施業計画についての伐採計画なんですけれども、これは町の森林計画に基づきましてそれに適合してるかどうかということで、一応届け出っていうことで、町の方で許可する云々ではなくて届け出ということで把握してるところでございます。特に制限林っていいですか、保安林等になりますとこれは県等の許可が必要になりますので、そちらの方の許可に基づいて伐採という形になりますけれども、ただ、現在伐採されてる山等はそういう保安林等ではなくて一般の個人の所有の山が中心でございまして、そちらの方の伐採になっています。

そういう中で伐採された後、できるだけ災害が起こらないように、特に今、高性能機械を使ったところの伐採が非常に多いものですから、先ほど町長がお話がありましたように作業路等がですね、排水路といたしますか、水路になって、そのあたりからクラックが発生するというような状

況もございますので、できるだけそのあたりを原状に回復するような指導をいたしております。

この前もですね、ちょうど災害危険箇所の調査のときに長田小学校のやはり学校の北側の山でしたけどもこちらの方が伐採されておりまして、非常に危険だなあと感じまして、そしてまた伐採跡地が原状回復っていいですか、まだ整備されてませんでしたので即、そういう山について施業者に協力いただいて伐採跡地の原状回復に努めさせるというような指導をいたしたところでございます。

本町の方からもそのような伐採届が出ましたときには、そのような水切り等、あるいはできるだけ保護樹帯を設けるとか、いろんな条件をつけながら指導をいたしておるところでございます。

以上です。

○議長（原田 重治君） 総務企画課長。

○総務企画課長（原田 順一君） 私の方からは、防災マップをこの6月に全戸に配布したところでございます。しかし、御質問では、防災マップを配ったけれどもなかなか高齢者とかそういった方等、理解していない者もあるんじゃないかと。どういった周知方法を細かくされてるのかというような御質問であつたろうというように思います。

それで、一応、町としましては危険箇所に対しましての土砂崩壊、急傾斜等の地域でございすけれども、そういったところへのどういう指導なり、どういう周知をしてるのかということでございますが、これを拾ってみますと、まず、急傾斜のところによりますと、急傾斜の工事をしたときにその地域に看板を設置いたします。で、これはもちろん県が工事をやりますので県が設置するわけでございます。それから、そのほかに町独自では危険箇所の表示板の設置を町内の箇所に立てております。それから、土砂災害危険区域図の配布ということでございまして、これは昨年の5月に全戸配布をしたところでございます。もちろん危険地域だけのものもございますが、そのときの配布がこういったものでございます。家が1戸ずつ確認できるものでございます。これを全戸配布したところでございます。これは昨年の5月でございます。

それから、その後、山が崩れてから後でございますけれども、地区別の防災説明会を昨年、実施したところでございます。危険地域4カ所で実施したところでございます。それから、この6月になって防災マップを全戸配布。それから、先週でしたか、6月11日、県下で昨年あいうこともありましたので、三股町は防災訓練を取り組んだところでございます。県の協力を得ましてですね、長田地区で防災訓練を、住民も参加の防災訓練を実施したところでございます。

それから、先ほど東村議員の方からもありましたように、町の広報で今回、特集を組んだところでございます。住民に危険箇所への周知としては現在こういった方法で周知をしてるところでございます。今後もまた広報等で時々広報していかなきゃならないというふうに思っているところでございます。

それから、そのほかの防災対策が細かくされているかということでございますが、先ほどもお答えしましたように防災計画では膨大なものがございまして、それを細かく指導はまだまだ至っていないというふうに思っております。今後も力を入れていきたいというふうに思います。

1 番の問題については以上でございます。

○議長（原田 重治君） 都市整備課長。

○都市整備課長（中原 昭一君） 初めての答弁ではございますが、よろしくお願いいたします。

交通事故の発生しやすいおそれのある道路の危険箇所ということでございまして、都市整備課としましては施設管理係で道路の維持管理を行っているところでございますが、常時、道路点検は2人でパトロール、またはこの維持補修等をさせているところでございます。

御指摘のありました昨年12月とことし4月での事故の現場でございますが、警察と行政と共同して、続けて死亡事故があったと、重大な事故があったということですね、現場検討をしてですね、ちょうどあそこはカーブがありますので、広域農道がですね。そのあたりからスピードを緩めていく対策、それと、交差点がわかりにくいんじゃないかなと、上米集落から公園に向かうところがですね。そういった方向でどうしたらよいかということでの検討をして、今現在、区画線等で表示をしたところです。そういったことで、少しでも事故が減っていただければいいかと思います。

それと、それ以外もたくさんあるわけでございますけど、そのあたりにつきましては、またそれぞれの状況に応じまして逐次検討はしていきたいと思っております。

それと、道路の陥没、くぼみ等につきましてはの質問でございましたが、こういうところにつきましては、自転車や自動二輪車の転倒事故のおそれもありますので、発見し次第、簡易舗装剤ではありますけど補修をしながら道路の安全通行に配慮しているところでもございます。

こうした中、安全な道路利用を図っているんでございますけど、すべての道路の傷んだ箇所を発見するということはまた厳しい状況もございますので、道路を利用される住民の皆さんからの情報をいただいたら、またそれなりの対応はしているところでもございますので、住民の皆様方の御協力をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（原田 重治君） 上西さん。

○議員（3 番 上西 祐子君） まず最初に、町長へお尋ねいたします。

町長は、格差社会に対してどう立て直していくかというふうなことを考えているとおっしゃいましたが、今度、3期目に挑戦されるわけですが、今、町民は本当にこの不景気、それから収入減、それと増税、医療費なんかの値上げによって本当に苦しい状態に置かれております。その中であって弱者に対して具体的にどう目配りをされていくお考えなのか、その1点だけ聞かせてく

ださい。

○議長（原田 重治君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 最近、いろいろと人口の減少時代とかいろいろ言われております。これに伴いまして医療格差、または年金格差、教育格差、格差という言葉が非常に今使われている状況でございます。やはり我々行政に携わる者としたしましては、やはり町民を主体に考えた町政でなければならないというふうに考えております。何といたしまして日本は法治国家でございますので、法律があって我々行政が仕事をしているわけでございますが、法に乗ってないやはり業務等もですね、単独でやることもできるわけでございますので、できるものについては今までいろいろと単独事業で行っているところでございます。具体的にというようなことでございますが、常に町民の目線で見ながらやはり町政を今後、取り組んでいきたいというふうに考えております。そのようなことで御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（原田 重治君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 一番目はこれで終わりますが、次に、防災計画のことなんですが、個人の山での伐採後の安全対策なんですが、今、条例はありませんよね。この条例をつくって事後の安全をするというチェックまでできるようにはできないものか、お伺いいたします。

○議長（原田 重治君） 産業振興課長。

○産業振興課長（木佐貫辰生君） 条例をつくって規制強化といいますか、そういう方向で山林の崩壊を含めたところの保全ができないかという御質問でしょうけど、この伐採届関係がまずは許可ではなくて届けなんです。要するにこういうふうな町の森林計画があります。それに基づいたところでこの山を切りますよというような形で町の周知という形ですね。ですから、それに対する許可ではないということがまず第一点。

それからまたその後の指導ですけれども、この指導に対して条例である程度規制できないかということでしょうけれども、そのあたりはできるのかできないのか、そこまで検討したことはございませんので、今後の課題かなというふうに思います。

○議長（原田 重治君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） この前、長田小学校に行ったときに本当にびっくりするぐらい、今にも何か雨が降ったら崩れてきそうな、シラスが見えているような状態ですよ。で、今月の初めに何か伐採したというふうなことなんですが、本当にこの雨の時期に伐採する。そしてそれをきのうの大雨なんかで私なんかもう崩れてるんじゃないかなと思ってひやひやしておりましたが、子供たちも何かもう心配でたまらないと教頭先生もおっしゃっておりました。そういう点でああいうところはやっぱり厳重に対策をとらないと、事故が起こってからでは間に合わないわけ

ですから、その点を考えて一日も早い何か規制をするような方向で考えていってほしいなと思います。

次は道路のことなんですが、ほかにもこの前の交通事故、死亡発生のところだけじゃなくて、そこの役場の角なんかもしょっちゅう事故が起こって、そして三股小学校の保護者の方が、死亡事故が起こらんと信号機は設置してくれんのだろうかとかいうふうなこともおっしゃっておられました。で、私もやっぱりハインリッヒの法則というんですか、小さな事故の積み重ねがやっぱり死亡事故になっていくわけですから、警察署なりと一日も早く要望なりをあれして、死亡事故が起こる前に何とか対策を練っていってほしいなと思うわけですが、総務課長、その点、お願いいたします。

○議長（原田 重治君） 総務企画課長。

○総務企画課長（原田 順一君） 確かに御指摘のとおり、なかなか要望しても信号がつかないという状況が現状としてあります。しかし、県の方も予算的なことがまあないということで、県下で少ししか信号はつかないっということで、なかなか順番待ちの状況でございます。そういう中で役場の角でございますけれども要望がしてありますし、当然、警察ともそこで立ち会いのもとに何度か協議を重ねたところでございます。今後もほかにもそういった場所があるわけございまして、信号等の要望については今後もやっていきたいと思っております。

それから、年に1回、警察、それから土木事務所もですか、警察、土木事務所、交通安全協会と役場とですね、バスで交通の危険箇所をずっと1回点検して歩いているところでございます。そのときにも県の方にも要望をするわけでございますので、今後も力を入れていきたいというふうに思っております。

○議長（原田 重治君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） とにかく急いでしていただきたいと思っております。

次に、子供たちにとっての危険箇所なんですが、中学校なんかは県道の草が生い茂ってるところを早目の除草をしてほしいとかですね、梶山沿いの道路が外灯が少なく暗いとか、そういう要望とか、それから空き家ですね、個人の家だからどうかできないのかなと思うんですけど、塚原住宅の空き家とか個人の空き家とか、そういうふうなところがあるとおっしゃるんです。だから、やっぱりそういうところに子供たちが入ったり、またそこに隠れている人がいないかとか、そういうふうなおそれも感じるというふうなことでした。

それと、梶山小学校では唐杉ですか、昨年崩れたところ、あそこがまた崩れるんじゃないかと。暗いから何か外灯が欲しいとかですね。それから、西小では都城市と接しているところがあるんです。植木から稗田に向かう通学路、今ちょっと路肩が崩れておりますけど。都城市に言わないと木が生い茂ってやぶが生い茂って子供たちが傷だらけになってるとかですね。そういう県とか

警察署とかそれから個人の生け垣ですか、ああいうふうなのとかですね、長田小学校では子供たちが通学のときに、大型自動車がすれ違ふと歩道がないところがみどり橋から日南方面にかけてあるもんですから、もうすれ違ふと怖いと。教頭先生がもう危険なんですよえっというふうなことをおっしゃってましたが、そういうふうな、県にも言わないといけない。そこら辺がですよ、県と町と市と、いろんな部署に広がるところがどうなってるのか。みんな一緒に地区の住民も含めて何かこう、話し合いをもって、安全対策を練るようにしないといけないんじゃないかなあっというふうなところを感じたんですが、いかがでしょうか。

○議長（原田 重治君） 教育長。

○教育長（田中 久光君） 今、上西議員から御指摘のとおりだと思います。それぞれ子供たちが通学する道路は大変危険な箇所がたくさんあります。それで、町といたしましても当然、改善のお願いをしながら、そして私はまた土木関係にもお願いしながらしているところでございます。前向きにやっぱり我々も検討していく必要があろうと思いますので、よろしくまたやっていきたいと思います。

以上です。

○議長（原田 重治君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 1学期中にその危険箇所を点検されて、12月ぐらいまでには何とか1歩でも2歩でも優先順位をつけてでも解決していくところを、またお聞きしたいなと思いますので、ぜひ1日も早い交通危険箇所、子供たちへの危険箇所、そういうふうなところを対策を練って行ってほしいなと思います。

それと、ことしの4月に公園で遊んでた子供が、私たちは思いもしないようなことを考えて、子供が木に登ったら木と木の間に体を挟めてしまって、足が抜けなくなって消防車が出動したという事例があるんです、稗田公園で。後で木は二股に切ってあるところを片一方は切りましたけど。我々が考えられないようなことを子供はしますので、そこら辺、公園の中も子供にとって危険なものがないかどうか、そこら辺もチェックをよろしくお願いしたいと思います。

それともう一つ、防災のところで、子供たちに防災教育、そのあたりはどうされておられるのか、お聞きします。

○議長（原田 重治君） 教育課長。

○教育課長（野元 祥一君） 従来、交通安全、交通事故防止という観点から通学路点検を行って、その危険箇所について教職員、保護者が危険マップを作成して、それに基づいて子供たちに指導をしてきたという流れがあるんですが、今年度から総合的な学習の時間、この中で子供たちがみずから安全マップを作成するというを行うことにしております。そういうことを通じて子供たちに指導して行くと。防災教育の一環ということで考えております。

○議長（原田 重治君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） やはり小中学校のうちから防災教育をして、地域の新しいリーダーを育てるという観点で、その人たちがやっぱりまた消防団に入ったりとかするわけですから、そういうふうなことをしていったほうがいいなと思います。

それと、防災教育の面で、障害者とかそういうふうな弱者の人たちに対して、いざというふうなときにその地区の人たちだけじゃなくてホームヘルパーさんとかですよ、ケアマネージャーさんだとか、そういうふうな人たちも含めて防災教育をされることはないのかどうか、お尋ねいたします。

○議長（原田 重治君） 総務企画課長。

○総務企画課長（原田 順一君） 特に障害者を対象にそういうのを特別にやりたいということは今は考えておりません。全町民を対象にまずやるべきでございまして、当然、障害者もひっくるめての話でございますので、今はそれに力を入れていきたいというふうに思ってます。ただ、先ほど申しましたように高齢者、あるいは弱者をひっくるめてそういう名簿がつかれないのかなというふうには一応考えるところでございます。

○議長（原田 重治君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） やはりヘルパーさんだとかケアマネージャーさんなんかは障害者とかそういうお年寄りの方々を知っておられるわけですから、そういうふうな人たちへの協力もぜひ受けて、そしてまたそういう人たちにも、もし何かがあったときにはそういう防災なんかに協力をお願いするというふうな形でしていったって、弱者の安全を基礎に予防対策を練るというふうな形でしていったきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それと先ほど、三番目に移りますが、不妊治療費の助成のことでは前向きに検討されるというふうなことをお伺いいたしまして、ぜひそのようにしていただきたいなあとと思います。

私の知ってる都城の友人の子供さんが横浜にいらっしゃって、お医者さんなんですけど、その方が8年間、子供ができずに治療されて、今度、8年ぶりに試験管ベビーだったんですけど、女の赤ちゃんが生まれたっていったって私の友達も本当、喜んでおられました。そういうふうなことで、この不妊治療のことを私にお願いした人が、やはり自分たち、やっぱり悩みを聞いてもらえてよかったというふうにおっしゃって、で、自分たち夫婦が産婦人科に行ったときにたくさんの方が来ておられたと。ええ、こんなにたくさんの方が不妊で悩んでおられるんだろうかというふうなことを感じたというふうにおっしゃいました。

だから、やっぱりみんなでですね、赤ちゃんが欲しい人はそういう助成なりがもらえて、子供を安心して産めるような社会づくりをしていく。そういうふうなことがまた次の弱者に対する気配りっていうふうなことにもつながるんじゃないかなというふうにも考えますので、ぜひひとつ

前向きに御検討をよろしくお願いいたします。

以上で私の質問を終わります。

○議長（原田 重治君） それでは、ここで1時25分まで休憩いたします。

午前11時55分休憩

午後1時25分再開

○議長（原田 重治君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

ここで、先ほどの東村君の一般質問の中で消防団への住民税の減免はできないかどうかという質問がございましたが、これに対する回答をしたいということですので、税務財政課長、お願いします。

○税務財政課長（渡邊 知昌君） 先ほど東村議員の方から消防団の待遇改善の中で、住民税について減免の措置といったことは考えられないかということでございましたけれども、地方税法の323条により、減免の規定というのがなされてるんですが、その中で天災、あるいは特別の事情がある場合において減免する。あるいは貧困に困り、生活のために公私の扶助を受ける者、生活保護ということですが、そういったものに限り減免ができるという規定がございます。そして、その条例に基づくということになっておりまして、その特別な事情の中に、まず、生活保護に規定する生活保護者、それからそれに準ずる者、あるいは学生、生徒、それから、民法第34条の公益法人、これは学校法人とか宗教法人ということです。それから、NPO活動の法人、それから、地縁による団体、それから、災害を受けた者というのが規定がございまして、この中で政策的に減免をするという規定がございませんので、現在のところではそういったことを消防団に一定、減免することはちょっと不可能だろうというふうに考えます。

また、可能であっても消防団員それぞれ所得が違うわけですから、減免の方法によってはそこに公平感が伴えないということですので、消防団の活動の中でやはり公平な取り扱いができるような方法を考えるべきじゃないかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（原田 重治君） 発言順位3番、的場君。

〔16番 的場 茂君 登壇〕

○議員（16番 的場 茂君） 私は、先般、当局に通告しておきました町長の政治姿勢についてと、二点目に三股町の活性化について、以上2点、御質問と御意見を申し上げます。

まず、一点目の政治姿勢について町長にお聞きいたします。

我が国は3年がかりで目指した国と地方の税財政改革三位一体改革、その改革は国庫補助負担

金の改革、地方交付税及び財源移譲を含む税源配分のあり方の３者について、地方分権の理念に沿って一体として検討、改革するという意味と、国、地方の簡素で効率的な行財政システムの構築を目指すという趣旨の両方が含まれている。その改革を実施しているわけでございます。

平成１８年度までに国庫補助金改革４兆円プラスアルファ、財源移譲３兆円、交付税は平成１６年から１８年まで５兆円を抑制し、その現実に向かっていますが、しかし、改革内容をもとに佐賀県の財務課で試算が行われてきましたところ、移譲の８割は自由度が低いと言われております。このような状況の中で地方分権を進め、それを確かなものにするためには権限の移譲や地方行政を主体的に取り組むために財源を充実し、財政的に自立を図り、努力しなくてはならないと思いますが、町長の御所見をお聞きし、三股町の自主及び依存一般財源確保に対する今後の施策をお聞きいたします。

そこで、具体的にお聞きいたします。町長は、町民の所得向上を図るためにどのような施策を考えておられますか、お聞きいたします。

まず初めに、三股町の中心的役割を持っている農業関係についてであります。農業にとって粗生産額の増加対策についての具体的な施策が重要であると思いますが、町長のお考えをお聞かせください。

次に、商業関係についてお聞きいたします。商業は何といても商品の販売額の増加がポイントだと思いますが、その対策をお聞きいたします。

次に、工業関係についてであります。工業の中の主たることは製造品出荷額対策や誘致対策であると思いますが、その施策について伺います。

一問目の最後に、以上お聞きした行政施策及び一般財源増加のための人口増対策についてお聞きしておきます。

次に、二点目の三股町の活性化についてお聞きをいたします。

私が申すまでもなく、現代社会は混沌とした先行きの見えない不透明な時代です。テレビのスイッチを入れると最悪な事故や凶悪な事件、その上、政治経済、金融、何をとっても満足することのないような気がしてなりません。

昨日の新聞報道によると、医療制度改正により、７０歳以上の医療費負担増が決定されたとのこと、高齢者、弱者切り捨てはもううんざりです。一国民として国のむだ遣いがなされている特別会計からの処理はできないものかと叫びたい気持ちです。しかし、このような社会情勢の中、三股町は現在まで事件、事故もなく、平穏であることは幸いであると同時に、すべてのことが町民自身、自分たちの町は自分たちで守り、平和な町をつくり出さねばなりません。私自身もそう考えているところでございます。

三股町内の日中、昼間では町内のあちこちで高齢者の方々が元気よくゲートボール、グラウン

ドゴルフ、パークゴルフなど健康管理に努めております。夕方になりますと体育館や運動場などで子供たちはクラブ活動で必死に美しい汗を流しております。夜になりますと、町民の皆さんがスポーツを親子で楽しんでおられるようです。先日は三股中学校の部活の成績結果を参考のために見せてもらいました。苦しくても厳しくても部員が結束して、また楽しく友達と練習に励んだ結果がこのような好成績につながることを教えてくれました。

また、文化面では、三股町は文化協会の芸能発表会や展示会を初め、商工会を中心とした関係団体の努力により開催されるふるさとまつりや早馬まつりなど、皆さんの協力によって取り組んでおられます。

このような努力と実績を生かして町の活力と流れをつくり出すために積極的にイベントやスポーツ大会などの誘致を行うべきと思いますが、町長のお考えを伺います。

具体的には自席にてお聞きしますが、次の４点についてお聞きしておきます。誘致をする際の考え方ではありますが、一つに、受け入れ体制の強化について、二番目に、各種団体の協力体制について、三番目に、ボランティアの参加について、四番目に、公共施設の多目的有効利用についてお聞きいたします。

以上で壇上での質問は終わり、あとは自席にて質問をいたします。

○議長（原田 重治君） 町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君） それでは、ただいまの質問にお答えをしたいと思います。

まず、町長の政治姿勢について、三股町の自主及び依存一般財源の確保に対する今後の施策をということで、町民の所得向上を図るための農業施策、また商業施策、工業施策などの行政施策及び一般財源増加のための人口増対策についてということでございます。

本町の一般財源確保のための産業全般の活性化策についてのお尋ねでございますが、本町ではことし計画を策定し、これらの町づくりについての方針を示したところでございます。そこで時間の都合上、各施策についてその一端を述べさせていただきたいと存じます。

まず、農業施策についてでございますが、本町は畜産を主軸に野菜、水稻、たばこ、お茶などを組み合わせた複合経営が主流をなしておりまして、農業総生産額が４６億円、このうち畜産が７割、その他が３割の割合でございます。これにおきましては、食料・農業・農村施策の指針となる新たな食料・農業・農村基本計画が策定され、担い手の経営に着目した経営所得安定対策や農地の利用集積施策、環境資源保全対策にも大きな政策転換が図られようといたしております。

本町におきましても、高齢化、後継者不足が進行する中で国の施策を踏まえ、生産性の高い安定的な農業経営を推進するため、地域の担い手の認定農家への誘導や集落営農の組織化、法人化を迅速に進めようと考えております。

さきにことしの5月、農事組合法人今新が発足をいたしました。集落営農は農地を守り、農業所得を維持向上する役割を担っていることから、認定農家の育成、確保とともに、他の集落でも法人化の取り組みを促進したいというふうに考えております。

また、ことしから樺山地区の宮ノ原では暫定水源による畑地かんがいの水が供給されます。この水を使う作物や施設園芸等の振興にも力を注ぎ、畜産と耕種のバランスのとれた農業施策を推進し、農業総生産額の向上に努めていきたいというふうに考えております。

次に、商工業施策でございますが、国内経済は順調な回復基調にあるものの、地方の中小企業を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いております。特に小売業を中心とした商業は近隣地区への大型店の進出により、購買力の流出が続いていることから、商工会を中心に地域スタンプ事業やプレミアム商品券の発行、ふれあいお届け便などの各種施策に取り組んでいるところであります。また、商工会の商業部会や地場産品部会等では、大型店にはまねできない細やかなサービスやこだわりの店づくりに取り組んでおり、町でも連携をとりながら支援しているところであります。

次に、工業振興についてでございます。

本町の工業形態は地場産業と誘致企業からなり、ほとんどが中小規模となっております。平成13年を底に製造品出荷額、工場数、従業者数も若干上向き傾向にございます。本町では、既存企業の育成、振興とともに優良企業の積極的な誘致を図るため、平成16年度に企業立地促進条例を改正いたしました。一昨年、白ハト食品工業株式会社が立地するとともに株式会社福永樹脂が工場を増設いたしました。ことしJA都城のお茶の工場や有限会社青果ワールドの選果場が蓼池に立地する予定でございます。

このような状況を踏まえ、今年度から企業立地対策監を配置いたしまして、より積極的な企業誘致に取り組みたいと考えております。また、町では商工業のさらなる発展のため、人材育成に対する支援、中小企業育成貸付金特別利子補給等の支援制度とともに、今年度から中小企業従事者の雇用環境を改善する中小企業退職金共済制度への加入を促進する補助金を設けました。このような行政施策を通じて産業全般の振興に努め、一般財源の確保に努めたいというふうに考えているところでございます。

自主一般財源の主なものとしては町税があり、依存一般財源の主なものとして地方交付税がございます。依存一般財源である地方交付税は、自主一般財源である町税がふえますと減ってくるという相関関係にございます。したがって、依存一般財源である地方交付税をふやすには需用額をふやすことが必要であり、いわゆる需用額をふやすには人口をふやすことでございます。本町の人口は昨年の国勢調査によると前々回よりも増加率は減少したものの、県下で人口の伸び率は第1位を占めております。今後も人口の増加対策が必要でございます。

そこで、住宅施策でございますが、町営住宅については改修事業を実施し、民間住宅につきましては土地用地の見直し、いわゆる農振除外、さらには浄化槽の助成基準の拡大、これにつきましては、現在10人槽まで助成をやっておりますが、今後、11人以上にもこの対象を拡大をしていきたいと。また、道路等の基準整備、特に白地地区のこの基盤整備等に今年度は三原の大原地区に道路を整備する予定にいたしております。そのような事業を図るとともに、企業誘致と各産業の推進にも力を注ぎ、町民の雇用拡大をして所得増や地域の活性化による人口増を図っていく所存でございます。

次に、活性化に向けてのイベントやスポーツ大会等の誘致を行うべきということでございますが、まず、本町の祭り等のイベントについて申し上げますと、御存じのとおり春の上米公園の夜桜祭り、椎八重公園の「つつじ祭り」、民活でございます「しゃくなげ公園の祭り」、4月29日の「早馬まつり」、秋の収穫祭でございます「ふるさとまつり」というものが主なものでございますが、このほか商工会の夏祭り、クリスマスのイベント、また社会福祉協議会のボランティア祭りなど、民間主導で実施されているものもたくさんございます。それぞれイベントを盛大に実施するため、各種団体の協力、連携のもと、ボランティアの協力をいただきながら、公園や各種公共施設を有効に利用しながら実施しているところでございます。

椎八重公園の「つつじ祭り」を例にとりますと、当公園は宮崎県のフラワーフェスタの主会場ともなっておりまして、県内外から多くの環境客が毎年訪れることから、年次的に休憩施設や駐車場等の受け入れ体制を整備し、地元公民館や交通指導員等の協力のもとに盛大に実施しているところでございます。今後とも関係機関との連携を図りながら町内外へのPRに努め、本町の活性化につなげたいというふうに考えております。

このように商工観光面におきましては、今後とも既存のイベントの内容充実を図り、それぞれ工夫しながら町の活性化に役立つイベントになるよう、努力してまいりたいというふうに考えているところでございます。

この後の質問事項につきましては、教育長の方から答弁をお願いを申し上げたいと思います。

以上で回答といたします。

○議長（原田 重治君） 教育長。

○教育長（田中 久光君） それでは、私の方からスポーツ大会についてお答えしたいと思います。

現在、本町を会場として毎年実施されている大会といたしましては、10月の中学校駅伝競争大会、そして、11月の剣道練成大会の2つがありまして、それぞれ競技水準の高い大会として県内外から数多くのチームが参加しております。

また、ことし5月には県内外の15チームを招待いたしまして、三股カップ中学生サッカー大会が開かれましたが、12月にはトップアスリート宮崎県中学校剣道競技大会が開催される予定

で、全国から100チームほどが参加することになっております、大きな大会であります。

1番の受け入れ体制についてであります、武道体育館に観客席がなかったり、コート数が少なかったり、決して十分とは言えないわけですが、大会開催に当たっては主催団体等関係者が大会を盛り上げるべく一生懸命に準備に運営に取り組んでいるところであります。教育委員会といったしましても、運営費の助成や職員の応援という形で支援しております。

二番目の各種団体の協力体制、次のボランティアの参加についてであります、大会の種類によって異なりますが、それぞれの競技団体や保護者、役場の職員などが一致協力いたしまして、全員がボランティアという形で大会の準備運営に当たっているところであります。

また、四番目の公共施設の多目的有効利用ということですが、地区分館を宿泊場所として利用するのも一つの方法であろうと考えておりますが、町の施設である以上は宿泊させるとなると管理人をどうするかといった問題や収容能力の問題など、クリアしなければならないパターンが幾つかありまして、大がかりな宿泊所ということでは現段階では無理ではないかというふうに思っているところであります。ただ、地区の分館の宿泊利用については、小学生がほかの団体との交流をするという場合やスポーツ少年団、あるいは青年団体等が研修を行って宿泊をするというような場合は、社会教育の観点から言えば、有用なことからして可能なものについてはその都度、ケース・バイ・ケースということで判断していったらどうかというふうに考えているところであります。

以上であります。

○議長（原田 重治君） 的場君。

○議員（16番 的場 茂君） 今、町長から、教育長からの答弁を聞いておったわけでございますが、今回この問題を取り上げた理由としては、最初に壇上で話しましたやっぱり三位一体改革の中身、このことを本当に町民の皆さんが御理解してるかしてないか、町の財政がどんなふうになってきてるんだというのをやっぱり示すべきだと私は思ったからであります。

と申しますのは、いろんなこの今までの三股町が取り組んできているいろんな、町民をふやす問題にしても自然体でふやすのじゃなくて、魅力ある三股町ということでふえていくのが当たり前であって、いかに県で1位であってもそれ以上にふやしていった活性化をしていくっていうのがやっぱり財政上もプラスになるわけですから、そういうねらいを持って今回は聞いたつもりでございます。

それともう一つは、今回、町長が3期目の挑戦をされるわけですが、ちまたで聞きますところによりますと、やはり単独を選んだその目的の中に、三股町がどういう取り組みをかかわっていくんだと。自主的にどのようにやっていくんだっていうのが見えてこないっていう人もおるわけです。これはやっぱり戦いの中に入ってから発言の中で出てくるとは思いますけれども、やっ

ぱりこのように世の中が変化している中、3期も努められるという意気込みの中で、やはりこの時期にやはり方向を示すべきだという意見も出ております。そういう意味で町長の考え方をお聞きしたわけでございます。

具体的にちょっと聞いてまいりたいと思いますが、確かに農業施策については、いろんな変化の中で高齢化が進んだ中で大変な時期になっていると。それで、各関係課が努力して取り組んでいるというのは十分わかるわけです。しかし、この中で、ある町民の方が言われるんですけども、三股町の特産品っていうのは何なんだろう。いろんな市町村の中でやはり収益を上げるためにどうしたら農家の方々が増収になるのか。そういうことをやはり何かのねらいを持つべきじゃないだろうか。

私は十何年前にこの議会で申し上げたと思うんですが、仕事の都合で日光の方に行った時の話ですけども、三股町のらっきょがあそこで加工されて1つ500円で売られておりました。私は知りませんでしたのでらっきょを食べてこれはおいしいなということで話しましたところ、宮崎県の品ですと。それが本当のアイデアとそして三股町の収益を上げるんだというねらいがあるとするならば、黒砂糖を入れたり、蜜蜂を入れたり、そうすることでおそらく10円か20円のらっきょだと思いますが、それを500円になるという、そういうアイデアを持ったやっぱりやり方をしていなくてはいけないんじゃないかと。

今さっき言いました三股町民の方が言われるのは、もう日本国内のいろんな品物をまねしても、それはついていけませんよと。海外に行ってその辺の果樹とかそんなものを取り入れて、そしてアイデアを持ってやっていかないと、太刀打ちができないでしょうということを三股町一町民が考えてるようですが、そういう工夫をやっぱり農業施策の中でも考えていただく。北海道のワインについても、向こうに出張させて研究させて今のような働きがあるんだし、そして、国内の問題でも、私なんかは視察に行った四国なんか、北海道に植えるタマネギを、苗を四国でつくと。苗は四国だというような状況になっていくわけですから、そういう農業施策をぜひ考えていってもらいたいと思います。

それと商業問題についても、今の取り組みを言われますけれども、取り組んでる中でもう何回も言いました。商工会青年部が取り組んでやる気を出して活性化をしようとしても、予算の都合でイルミネーションを中止しなくてはいけないとか、後退するような状況はだめだと思うんです。だから、その辺を商工会とも連携をとってしっかりやってもらいたいという願いを込めて出したわけです。これはもう商店の活性化はもう中心ですけども、そういう小さい問題からやっぱり町行政は考えてもらいたいわけです。

それと、企業誘致の問題もですよ、どこですか、福永樹脂とか白ハトとか、経過を言われたけれども、私は企業誘致は確かに収入を得るということもですけども、最初のねらいって

うのはやっぱり雇用なんです。町民をいかに働かせてもらって町民の賃金につながるかっていうことをやっぱり考えてやっていただきたいと思います。そういう意味で工業問題も出したわけでございます。

それで、まとめて言われたやっぱり人口増の問題は、先ほども言いましたけれども自然体であっても三股町はふえるんだという環境の違いで都城から押し寄せてくるんだということだけではいつか限界が来るわけです。やっぱり三股町は三股町として住みよい町、そして暮らしやすい、そういう魅力ある町にしなくては人口はふえていかないと思うんです。そういうことを含めて今後その対策を、住宅をつくるとか、そういう施設をつくって人口をふやすっていう方向もあると思いますけれども、やっぱり三股町は文教の町だと、いい、暮らしやすい町だと、税金が安いとか、そういうことまで言われておりますけれども、そういう単独で行く以上、これ以上にやっぱり活気ある町づくりを、ぜひしてもらいたいということで発言をしたところでございます。

それと、二番目の問題ですが、これも具体的にちょっと聞いてみたいんですが、今度、確かに12月に行われます剣道大会についていろんな、東京からも来られるようですし、その受け入れ体制を含めて教育委員会も苦慮されていると思います。また取り組んでおられると思うんですが、私は、今度の剣道大会を契機として、やっぱり九州大会とか全国大会を含めてやはり誘致して取り組んでもらいたいと思うんです。それはなぜかという、私は今までいろんなイベントの問題でも、7番議員が提案しました盆踊りの問題、あんなのもやっぱりやる気がなかったらもうできないのです、最初から。だから、これを4項目に分けて私は質問をしたのは、やはり受け入れ体制の中でやる気を出して、そして関係団体が行政に任せるんじゃなくて競技団体が中心になってボランティアの協力をもらい、町民が参加してこのイベントを成功させる。そういうやる気を出さないと、もしかしたら失敗するんじゃないだろうかとか、そういうやり方ではどうしても何も前に進まないと思いますので、そういうことも含めて意気込みをちょっと聞きたいんです。やっぱりいろんなイベントや大会を誘致する気持ちがあるんかないかですね、それを一つ町長に聞いておきたいと思います。

○議長（原田 重治君） 教育長。

○教育長（田中 久光君） それでは、やる気の問題で今質問がありましたので、やる気いっぱいあります。（笑声）全国大会を持ってくるということですから、大いに町の活性化につながりますし、経済効果も考えないといけないわけです。問題は受け入れ体制ですね。宿泊のことやら運営のことやらがやっぱり真っ先に立ちますが、これから競技団体、そういう関係の方々と十分詰めまして、やるからにはやっぱり盛り上がった大会にしないといけませから、そのあたりをまた今後やっていきたいと思いますから、見守ってください。よろしくお願いします。

○議長（原田 重治君） 的場君。

○議員（１６番 的場 茂君） 力強い答弁ですけど、やっぱり教育長はもう御承知と思いますが、私も２０年前、国体を受け入れてやった人間ですから、結局は受け入れ体制の中で、四番目の問題を例を挙げますと公共施設を開放してもらいたいというのが、今度は陳情にありましたね。それは行政に迷惑をかけないようにそれをどう利用するかということだと思えます。それがスポーツ団体や体協とかそういう組織が強化していく方向につながるわけですから、三股町のまずいことは、旭ヶ丘にノンプロを誘致しようとして野球連盟が取り組んだときに、宿泊設備がないからだめだということでパーになったことがあります。今度の場合はですよ、やはり公共施設を開放するっていうことによっても責任者とか、確かに警備がありますし、受け入れ体制、食事の関係、いろんな部門が出てくると思えます。それをボランティアや関係団体が自分たちが責任を持ってやるっていう体制をつくれば、受け入れ体制は必ずできるわけですから、ぜひ努力してもらいたいと思います。

それと、元気の杜を借してくださいという声も書いてあるようですから、あれにつきましてもあそこの社協の人たちに負担をかけるようにするのではなくて、布団であっても何であっても夜の警備である、それから昼食の問題も全部その関係団体にさせるっていうことですよ、そしてボランティアが協力し、町民が協力するっていう体制をつくれば、行政としても幾つものイベントを受け入れる体制ができると思えます。これを行政計画で全部やるっちゅったって絶対にできないことですから、ぜひ教育長、やりますっていうことですから、今後、大きな大会を誘致してもらいたいと思います。

ちょっと１人ばかりしゃべってしまったんですが、何といたっても三股町の活性化というのは今、財政面で大変厳しい状況にあっても、行政が収入役をなくす、職員が機構改革をする、議会が６名も議員を減らす、これだけの努力をしても今後、三股町活性化のために努力するためには町民の協力以外にないわけですから、その辺を十二分に見える政治を町長、取り組んでもらうということを要望して、質問をやめたいと思います。終わります。

○議長（原田 重治君） 発言順位４番、福留君。

〔４番 福留 久光君 登壇〕

○議員（４番 福留 久光君） 私は、当局に通告しておきました２つの点について質問してまいります。

まず、町長の政治姿勢について伺います。

町長は１８年度の施政方針演説の中で、政治信条は対話と協調、これを基本に町政を運営していくと述べられております。また、町政は町民あつてのもの、町民みんなのものであり、町民中心のものでなければならないという政治信条とあわせて心の政治、心の通う町政の基本理念に基

づき、今後全身全霊を傾けて町政の推進に取り組んでいくと言われていました。

そこで町長にお伺いします。各自治公民館からの要望事項についてであります。平成１７年度は要望事項は提出されていますが、１８年度以降はどうなっているのか、お伺いします。また、１７年度の要望事項の中で側溝及び側溝ぶたに対する要望が多数出ています。今までの進捗状況はどうなっているのか、お伺いします。

二番目、体育施設の改修についてであります。

これは武道体育館、勤労体育センターの施設でバドミントン、ミニバレーボールのネットを張る支柱、これを床に埋め込むことはできないのか、取り外しができるようにですね。改修できないか、お伺いします。

以上で壇上の質問を終わり、あとは自席で行います。

○議長（原田 重治君） 町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君） それでは、ただいまの質問にお答えを申し上げます。

町長の政治姿勢について、各自治公民館からの要望事項について、①の平成１７年度の要望事項は提出されているが、１８年度はどうなっているのかということでございます。

各自治公民館からの要望事項については、平成１６年度まで地区ごとにまとめた上で提出をお願いしておりましたが、要望の数が多いこと、毎年同じものがあること、また優先順位の問題、達成率の問題、要望した町民への説明方法等の問題により、しばらくこれを中止した方がよいのではないかというような発案が自治公民館長さんの方からございまして、平成１７年度から一括での要望を中止いたしまして、個別での要望を随時受け付けているところでございます。そういうことで、平成１８年度についても団体、あるいは各自治公民館ごとの要望については、随時受け付けをいたしているところでございます。

それから、②の１７年度の要望事項の中で側溝及び側溝ぶたについての要望が多数出されているが、今までの進捗状況はどうかということでございます。

平成１７年度要望からは自治公民館長から直接、担当課へ要望するようになったところでございますが、都市整備課に関する地区要望件数等につきましては、所管の担当課長の方から答弁をお願いを申し上げます。

それから、次の体育施設の改修についてということでございますが、武道体育館、それから勤労者体育センターの施設内にバドミントンやミニバレー用のネットを張るポールを床に立てるように改修できないかということでございますが、この項につきましては、所管の教育長の方から答弁をお願いしたいと思います。

以上で回答といたします。

○議長（原田 重治君） 都市整備課長。

○都市整備課長（中原 昭一君） 2番の17年度の要望事項の中で側溝及び側溝ぶたについての要望が多数出されているが、今までの進捗状況はどうなっているかということの答弁をいたします。

平成17年度としましては、直接、自治公民から地区要望として受理しました件数は40件でございました。このうち側溝及び側溝ぶたについての要望は40件中20件でございまして、要望割合は50%となっています。進捗状況につきましては、6月15日現在で集計しましたところ、おのおのの要望中、一部でも対処できました箇所を含めまして7件に対処しております。ということで、側溝及び側溝ぶた設置要望につきましの処理対応割合は35%となっています。以上でございます。

○議長（原田 重治君） 教育長。

○教育長（田中 久光君） それでは、体育施設の改修についてであります。バドミントンとミニバレーボールコートは規格そのものが同じでありまして、現在、町の体育館に3面、それから勤労者体育センターに3面、ネット用の支柱が埋め込めるように床の金具が設置されております。武道体育館には8面のミニバレーボールコートがありますが、床の差し込む金具は設置しておりませんで、支柱は移動式になっております。この移動式支柱は、ミニバレーボールが盛んにありました昭和61年から62年に町の体育施設、それから各学校の体育館に配置したものであります。武道体育館については、以前から安全性等の面から移動式支柱を固定式にしてほしいという要望があっておりますが、一コート当たりの改修費用が工事費、支柱代含めて40数万円かかります。ということは、下の基礎工事からやり直さないといけないということになります。また、8面のコートで16カ所に床金具を設置することになりますと、外観ばかりではなく他のスポーツにも影響が出かねない。特に武道体育館でありますから、剣道はすり足で行う、競技上、それが基本であります。けがの原因になることから床の金具は設置してこなかったところであります。

そうということで、現段階では床金具の設置は考えておりませんが、将来、もし武道体育館の床を全面改修するような場合は、その時点で床金具を埋めておくということで、検討していないといけないだろうというふうに思っているところであります。武道体育館の床も相当年数をとっておりますので、いろいろと今後考えるところでございます。

以上であります。

○議長（原田 重治君） 福留君。

○議員（4番 福留 久光君） それでは、側溝及び側溝ぶたについて質問します。

町道の主な生活道路ですね、これについての側溝ぶたをぜひ設置してもらいたいという要望事

項はこれはもういっぱいあるわけです。それと学童の通学路、これでまだ設置されてないところがあります。これについてはもう早速していただきたいと思います。というのは、ちょうど子供たちが学校に行くころに牛の競りがあるときです。車がどんどん通るわけです。だから、少しでも道路幅を広くした方がいいんじゃないか。危なくないんじゃないかという気もしますし、もし、何かのときにちょっとよけたときに、大けがをする可能性があるということで、側溝ふたをぜひ設けてもらいたいということです。町長、どうでしょうか、それについて、その件について。

○議長（原田 重治君） 都市整備課長。

○都市整備課長（中原 昭一君） 通学路等は本当、子供達を通るということで、私たちもそういうところをよく検討しながら対応してまいりたいと思っております。また、ふた等を設置してほしいという要望の中でも、たくさんいろいろ議員から指摘されましたように出てきております。それについても公民館長やうちのパトロールでもですけど、そういうのをいろいろ要望をしていただいて、私たちもそこを検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（原田 重治君） 福留君。

○議員（４番 福留 久光君） それから生活道路ですね、主な生活道路、全部とは言いません。主な生活道路でもかぶってないところがいっぱいあるわけです。これは自転車で通っておる人、または年寄りの人たちが車と離合する際、非常に危ないわけです。この辺をやっぱりよく考えてもらって優先的にやってもらいたいなというふうに考えますが、どうでしょうか。

○議長（原田 重治君） 都市整備課長。

○都市整備課長（中原 昭一君） 予算で認められたらどんどんやっていきたいと思っております。

○議長（原田 重治君） 福留君。

○議員（４番 福留 久光君） 予算がつき次第やってもらうということだそうですので、町長、大いに予算をつけていただきたいと思います。

それから、要望事項を１６年度の館長までですか、出されておるのは。１７年度の館長からは出してないはずですが、それは町長の町政に対する考え方と若干違うんじゃないかなという気がするんですが、その辺、町長、どうでしょうか。町長、地区の意見が吸収するにはやっぱりそういう要望事項が上がってくることによって大部分が吸収されるんじゃないかなという気がするんですが、町長はどういうふうに考えておられますか。

○議長（原田 重治君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 先ほども答弁の中で申し上げましたように、平成１６年度までは地区の公民館長さんの方で取りまとめて町の方に提出されていたわけですが、要望の数が多いと、また、同じものが毎年上がってくると、また、優先順位の問題、達成率の問題、要望した町

民への説明方法と、そのようなことから公民館長の方からしばらくはやめた方がいいんじゃないかというようなことからこれをやめた。17年度からは随時、団体とかまた各自治公民館から直接要望をしていただくということにいたしましたところでございます。しばらく状況を見るというようなことでございますので、これをずっとやめるというようなことでもございません。

とにかく要望事項は今までも非常に道路、側溝等が非常に多かったわけでございます。おそらく80%以上が道路関係であったというふうに考えておりますが、現在もそのようなことで都市整備課の方で多くの要望が上がっているところでございます。とにかく要望があれば現地を見るということが非常に大事でございますので、その辺を見た上で優先順位をつけながら今後対処していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（原田 重治君） 福留君。

○議員（4番 福留 久光君） 要望事項の中で、要望には出してないけれどもそれ以降にやっぱりやってもらいたいという、その側溝ぶたの件については多いんです。だから、要望事項には上がってないからおまえんところはここは上がってないからこれは後回しだというよりも、まず、優先順位はどういうところが優先になるのかということを考えてやっていただきたいと。

特に学童、子供たちの通学路上の問題は非常に大きな問題があるんじゃないかと考えますんで、その辺はよろしく願います。前目のところではそういう場所はあるんです。この町の中はもう小さなところでもふたはかぶってますけれども、田舎に行けばかぶってないところの方が多いんですから、その辺をよく考えていただきたいと思います。

それから、要望事項が17年度から一応止められておられますよね。それで私に、ここの道路の改修はできないのかという要望が出てきております。それは、小学校の南側、大福食堂から紅華飯店のそこまでの道路、あれは鉄筋コンクリートになってますね、コンクリートに。そして、物すごいでこぼこしとる。で、ウォーキングをしとっても転びそうになるときもあると。だからあれは、あの道路は町道ですか、県道ですか。ちょっと教えてください。

○議長（原田 重治君） 都市整備課長。

○都市整備課長（中原 昭一君） 町道になっております。

○議長（原田 重治君） 福留君。

○議員（4番 福留 久光君） 町道になっておれば、町の責任で——あっこれはもう御存じでしょ、でこぼこしとるっちゃうのは。車が通ってもガタガタいうて通りますもんね。その辺はひとつよろしく願います。

それから、体育施設の改修についてですが、現在、町ミニバレーボールの連盟が年3回、大会を行っておるわけです。この主な会場は勤労センターと武道館です。そして、8月に行うのは約、

ナイターリーグで1カ月半かかってやりますけれども、その間にもし事故でも起きたらどうするのかという危惧がいっぱいあるわけです。

というのは、年寄りの組はまだいいんです。若い組はネットが2メートルですから、ネットそれ以上にジャンプして打ち込んでくるわけです。それ、たまたま打ち込んだボールが当たっても支柱がぱっと倒れそうになることがあるんです。これをですね、もしジャンプして打ってネットに手をかけたときには必ず倒れますよ。倒れたらその付近におる人たちは必ずけがををすると思うんです。それではですね、けがをしてからでは間に合わない。で、役員の人たちはいつも心配しとるわけです、そういうことを。どうでしょうか。早急にと言わんでもなるべく早く予算を確保してもらって改修していただけませんか。教育長、どうでしょう。

○議長（原田 重治君） 教育長。

○教育長（田中 久光君） 福留議員のおっしゃることはよくわかりました。一緒にこうやってきましたから、倒れることも実際ありましたし、現実には先ほどお話ししたとおり、簡単にこう、それじゃ穴を掘って入れてすればいいというようなものではありませんから、ちゃんと支柱下のものも固定しながらしないとまた危ないわけで、おっしゃることはよくわかりますので前向きということでお答えしておきます。

以上です。

○議長（原田 重治君） 福留君。

○議員（4番 福留 久光君） 体育施設はですね、なぜかというと、ミニバレー連盟だけの大会だけではないわけです。町の大会もあるわけ。さわやかスポーツ大会でもあるわけ。それと、各クラブの人たちが武道館なり勤労センターなり使って、毎週ほとんど使ってるわけです。だから、そういうことを考えていただいて、なるべく早目をお願いしたいと思います。これは現在、役員の人たちはやっぱり心配しとるわけです。もし、事故でも起きたらどうしようかなと。けがでも、大けがでもされたらたまったもんじゃないがなという、どこに責任を持っていくなかなということになれば、やっぱり役員の方に責任が来るだろうと思うんで、その辺で、支柱を埋め込み式に——6地区の分館には埋め込み式ですよ。で、あれは床と全く同じように並行になるようにしてありますから、すり足で行っても引つかからないんです。だからその辺をよくしてもらいたいなと思います。

以上で質問を終わります。

.....
○議長（原田 重治君） ここで14時35分まで10分間、本会議を休憩します。

午後2時25分休憩
.....

午後 2 時 35 分再開

○議長（原田 重治君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位 5 番、池田さん。

〔8 番 池田 克子君 登壇〕

○議員（8 番 池田 克子君） お聞き苦しいこともあるかと思いますが、御容赦いただきたいと
思います。通告いたしました介護保険事業についてと安心・安全の町づくりの中の自動体外式除
細動器 A E D の導入についてお尋ねいたします。

介護保険の施行後、介護サービスの利用は急速に拡大し、特に在宅サービスは 2 倍以上に急増
いたしました。今回の新介護保険制度では制度全体を予防重視型に転換し、量の拡大から質の向
上を強く打ち出しております。当町も平成 1 8 年 3 月に三股町高齢者保険福祉計画、並びに第
3 期介護保険事業計画が策定されたようであります。しかし、私どもに届きましたのは通告後で
あり、二、三日前であります。

通告 1 の介護認定者数の 3 年間の推移と介護地域支援事業の今後の取り組みについては、この
計画書に詳しく書かれているようですので、簡単に御答弁願えればと思います。

②の介護保険料の滞納額への対応と今後の見込みについてであります。

今回の介護保険料アップの影響は滞納に拍車をかけなければよいと思うものであります。決
算時の収入未済額は 7 8 4 万 5, 8 7 3 円でありましたが、そのうちの滞納額は幾らであったの
でしょうか。また、今後の見込みと対応策についてお尋ねいたします。

③の地域密着型サービスの夜間対応型訪問介護の実施についてであります。

今回の介護保険改正の最大のポイントは、予防重視型への転換であります。新たなサービス
体系に地域密着型サービスが創設されております。地域密着型サービスに含まれるものは小規模
介護老人福祉施設、小規模で介護専用型の特定施設、認知症高齢者グループホーム、認知症高齢
者対応型デイサービス、小規模多機能型居宅介護、夜間対応型訪問介護であります。

当町の平成 1 8 年度以降の新たな介護サービスメニューを充実させるとして、1 から 5 につい
てはそれぞれ形を少し変えて対応されるようですが、6 の夜間対応型訪問介護については、従来
の訪問介護での対応ではシステムが違ふように思います。この実施については、人口規模にすれ
ば 2 0 万から 3 0 万程度の都市を対象とありますが、私は以前、平成 1 3 年 1 2 月の定例会でも
提案申し上げましたように、その必要性は今でも早急に実施すべきだと考えております。

その考えを深くしたのは、滋賀県水口町の 2 4 時間体制巡回訪問看護を先駆的に実施されてい
たことであります。それらの件はそのとき詳しく申し上げましたので割愛いたしますが、その中
で高齢者介護をだれが担うべきと考えるか、という町民全体のコンセンサスを問う政治問題でも
あるとコメントされているのが印象的でありました。国もその重要性を考えたからこそ、今回の

サービスに盛り込まれたのではないかと思います。当町の介護サービスメニューに今回取り上げておられませんが、ぜひ今後前向きに検討すべき課題として取り組んでいただきたいと思います。と思いますが、町長の見解をお尋ねいたします。

次に、一般の人が扱える自動体外式除細動器「AED」の導入についてであります。

心肺停止に陥った場合、一刻も早い応急手当が生死を分けますが、心臓の鼓動を回復させるのに大きな力を発揮するのが自動体外式除細動器、いわゆる「AED」であります。2004年7月から医師の指示がなくても一般の人が扱えるようになり、公共施設、交通機関、消防機関などへの設置が早急に広がっております。2004年度に心肺停止状態で全国の救急隊員が病院に搬送した患者は約10万人に上がります。

目の前で突然、人が倒れ、呼吸も心臓も止まってしまったとき、まずしなければならないのが迅速な消防への通報、迅速な心肺蘇生法、いわゆる人工呼吸と心臓マッサージ、そして、AEDによる除細動の実施と言われております。心臓停止の場合、ほとんどが心臓が細かくけいれんし、血液を送り出さなくなってしまう心室細動を起こしていると言われます。この心室細動を元の鼓動に戻すには、AEDによる電気ショックを与えるしかないのだそうです。しかし、心臓停止の場合、倒れてから1分経過するごとに救命率は10%ずつ減少いたします。いざというときに間に合うように人の多く集まる場所にAEDが設置されていれば、安心・安全につながります。今、全国で3万台近くが設置されているようですが、当町でも何台か導入できないか、町長にお尋ねいたしまして、壇上からの質問を終わります。

○議長（原田 重治君） 町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君） それでは、ただいまの質問にお答えを申し上げたいと思います。

介護保険事業について、①の介護認定者数の3年間の推移と介護支援事業の今後の取り組みについてということでございます。

介護認定者数の3年間の推移についてでございますが、平成15年度末が890名、平成16年度末が906名、平成17年度末が961名ということで、年々増加の傾向にございます。今後も高齢化が進むにつれて増加していくものと予想しているところであります。介護支援事業の取り組みにつきましては、今後の介護保険法改正の趣旨に従い、予防重視型の施策を講じていくことといたしております。

具体的には、要介護認定者数の約55%の531名を数える軽度者に対し、筋力向上や栄養改善等のサービスを提供していくことで自立につながる効果を期待しているところであります。また、10月から社会福祉士、保健師、主任ケアマネージャー等の有資格者を配置した三股町地域包括支援センターを開設し、より専門的なノウハウを持って高齢者が住み慣れた地域で尊厳のあ

る生活を継続することができるよう、福祉の充実を図ってまいりたいというふうに考えているところであります。

次に、介護保険料の滞納額への対応と今後の見込みについてでございます。

平成17年度末の滞納額は768万1,659円となっており、今後もふえ続ける傾向にあると予想をいたしております。対応策といたしましては、督促状の送付、徴収員による定期的な訪問徴収、電話による納付連絡等を実施いたしております。さらに職員が対象者を訪問し、介護保険制度の説明をし、個々の理解を深めていただくなどの手だても行っているところであります。今後も対象者が滞納による不利益を被らないためにも、制度理解を初めとした取り組みを計画的に実施していくことといたしております。

それから、③の地域密着型サービスの夜間対応型訪問介護の実施についてということでございます。

介護保険の指定を受けた訪問介護事業者であれば、人員基準、施設基準等の要件を満たしていれば、市町村が指定、監督として実施することが可能でございます。夜間対応型の訪問介護サービスは、基本的に人口規模20万人程度について利用者300人程度を見込んだ事業とイメージされており、今後、総合的な見地から利用者ニーズや事業者の取り組み状況等を十分把握しながら検討してまいりたいというふうに考えております。

それから、二番目の安心・安全の町づくりについて、一般の人が扱える自動体外式除細動器の導入についてということでございます。

自動体外式除細動器は心肺蘇生法に用いる機械でありまして、人工呼吸や心臓マッサージによる救命方法よりも効果が高いとされております。これまで医師、看護師、救急救命士などしか使用が許可されておりましたが、2004年7月より一般の人にも使用が認められることとなりました。そこで、本町でも公共施設のうち多数、人が集まる施設から随時整備していくこととしたところであります。平成18年度は庁舎、中央公民館、文化会館、武道体育館の4カ所を予定をいたしております。使用方法是簡単であると思われませんが、機械そのものに不慣れなところから、職員の講習会等を実施した後に7月にも設置をいたしたいというふうに考えているところであります。

以上で回答といたします。

○議長（原田 重治君） 池田さん。

○議員（8番 池田 克子君） 御答弁ありがとうございます。①の介護支援地域支援事業、これについては本当に今回の第3期の介護保険について詳しく書いてありました。これを見れば何も質問する内容でもなかったかなと思ったところだったんですが、ちょっとだけ気になった部分がありましたので、二、三、お尋ねいたします。

この介護給付サービスのメニューについてであります。この中で、地域支援事業の中の特定高齢者ですか、この方たちを5%程度限定して、そしてその方たちを今後1年間、いろいろな運動機能向上とか栄養改善とかされるようでありますけれども、この特定高齢者の方への人選ってというのが、これを読みますと民生委員さんとか、あるいは総合福祉センターとか、あるいは主治医の方とかいうふうな方々が人選される。あるいは、本人とか家族とかっていう方からもってなってるんですが、この方たちの人選に対する方法とか、あるいはいつからどういうふうにして特定していくのかですね、その辺を少し具体的にお尋ねしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（原田 重治君） 福祉課長。

○福祉課長（下石 年成君） 今回のこの改正につきましては、予防重視型のシステムの転換ということでございます。今後におきましては、地域包括支援センターを軸にいろんな事業を展開するわけでございますが、地域支援事業の実施でございます。これについては、すべての高齢者を対象とした65歳以上の方々を対象とした健康審査等の実施をするということでございます。そして、その高齢者の対象者においてやはり運動機能向上、そして栄養改善等を行っていくということでございます。

そして、特定高齢者ということでございますが、これについては今現在、既に実態調査をいたしております。包括支援センターの方で65歳以上の方を全員を実態調査をすると。そして、そのデータリストをつくるということでございます。その中の虚弱高齢者に対してやはり筋力向上等を行っていくということでございます。

それが地域支援事業の実施ということでございますが、一応、実態調査についてはもう既に実施をいたしてるわけでございます。しかし、この地域支援事業をやるんだよということで介護保険法で示されているわけでございます。示されているんですが、そしたらどういった形で地域に入り込んでいくのかという部分について福祉課として包括支援センターの今現在、5人ですか、職員を配置しているわけでございますが、10月から介護予防が始まりますので、その時点においてスタッフをふやさざるを得ないというふうに思うんですが、それをどういった形でやるのかという部分について今、福祉課でもう何回もミーティングを行っております。10月からの介護予防に向けて日夜ミーティングを行っているところでございます。検討をいたしております。

以上です。

○議長（原田 重治君） 池田さん。

○議員（8番 池田 克子君） 今から実態調査が現在で、まだ実施的にはどなたをとっていうことをまだそこまで行ってないとおっしゃるわけですが、私ももしその中で、いろいろ検討もされる中で、その方たちが例えば1年間、そういう対策でいろいろ運動機能とかを受けられて、じゃ、もう1年たったからもうあなたは次の人ですよというような形になったときに、じゃ、その人は

何もその後フォローをしないでもいいのかとかですね。あるいは、人数的に250人を対象にすることになって、2年目、3年目、で、3年間の一応予定のようだけれども、その中で合計すると750名になるわけなんです。で、その750名の中で、例えば1回、そういう支援を受けた方が抑制効果が何年あったときにそれはもう効果と見なすのか。というのは、18年度に抑制効果として12%、19年度に16%、20年度で20%の抑制効果を見ると目標に上げてあるわけだけれども、その受けられた方が、例えば1年たってすぐ要介護状態になると。人のことですから、体のことですから、それは何とも言えないと言えそれまでなんですけれども、やはりその辺のともよくお考えになって、本当に実のあるそういう実績効果と目標を上げていただきたいと思うわけです。

で、そしてまたここの中にあるのが、高齢者施策の評価事業っていうのも上げられてるようだけれども、ですから、さっき申したような評価、要するに抑制効果がパーセントとして上がっているならば、この評価として当然、何パーセント達成できたかっていうのは当然問われるわけだけれども、その抑制効果、あるいは達成率とか、いろいろその評価されるその方たちは一体どういう形で人選されるのか。だれが評価されるのか。そこまで検討されてるのかどうか、お尋ねいたします。

○議長（原田 重治君） 福祉課長。

○福祉課長（下石 年成君） 今回の介護保険の改正については、やはり保険給付が右肩上がりになるという部分を抑制するんだということがございます。そういうことで介護予防ということで、要支援の部分が1、2に分かれたんです。そして、介護給付が1から5ということで分かれたわけでございます。そういう介護の認定されてない方、介護になるおそれのある方を対象にこの地域支援事業はやるわけですから、だから、そういう方々の中の虚弱高齢者について介護にならないような手だて、支援をしていかなければいけないということです。で、それについてやはり包括支援センターで結果を見て、精査しなけりゃいけないということになろうかと思います。包括支援センターでやるということでございます。

○議長（原田 重治君） 池田さん。

○議員（8番 池田 克子君） ぜひ目標に達成できるような、そういう御努力をお願いしたいと思います。

その次の1の②でございますが、滞納額に対して私もちょっと勘違いいたしておりましたけれども、やはり今回、4,100円が4,900円ですか、上がるってということで、これはもういろいろ金額からしたら本当には思えない、これだけはどうしても要るっていう算定のもとに出された金額でございますけれども、4,600円ですね、基準額が、であったわけだけれども、やはり滞納をされた方をもう少し何ていうんですか、分析されて、そういう方たちは全く変わらな

いのか。あるいはもっと安くなるのかですね。その辺は分析されていらっしゃるのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（原田 重治君） 福祉課長。

○福祉課長（下石 年成君） 滞納者に対する分析ということですか。これ、やはり、介護保険の保険料は2通りに分かれております。特別徴収と普通徴収でございます。特別徴収は年金から引き落としをされるわけです。で、この年金から引き落としをされる方は100%徴収率でございますが、普通徴収でございます。普通徴収の部分がやはり滞納額として768万1,659円ということでございます。これは介護保険が立ち上がって、12年度ですね、その6年間の積み上げの滞納額でございますが、やはり今後もふえ続くであろうというふうに思います。その要素として考えられるのは、やはり制度に対する不理解があるというふうに思います。それと、やはり最大の要因は今回の税制改正が考えられるのではないかとというふうに思います。

それで、今後のこれに対する部分でございますが、いわゆる768万1,600円程度の部分についてはやはり一人一人、金額にして一番多い方が18万円程度の方が多いわけでございます。そして、滞納される原因としましては、やはり普通徴収において納付書を送付するわけです。納付書を送付して、突然、家に手紙で送ってくると、納付書が。そして、その方々はやはり予想してなかった負担ということで、びっくりされるであろうというのは想定されます。そういうことで今後は、今まで手紙で納付書を送付していたんですが、今後検討してるのが、普通徴収に初めてなった方、新しい方については職員で自宅に持っていきこうと。そして、持って行って制度の説明をします。そして理解をしていただくという方法も、一つの方法かなということを考えております。

以上でございます。

○議長（原田 重治君） 池田さん。

○議員（8番 池田 克子君） 職員の方も本当に朝と言わず、昼と言わず、夜と言わず、大変な御努力をなさってることは承知いたしております。みんな皆保険でございますんで、本当に平等な意味合いからしたら、やはり滞納を少しでもなくしていただくというのが、建前かなと思っております。ひとつよろしく願いいたします。

次に、夜間対応型の訪問介護でございますが、これも確かに20万から30万の都市を対象にしているのが国の施策の中にもあってるわけなんですけど、ただ、私が平成13年でしたか、申し上げたときには、少し積極的に取り組んでみようかなという動きまでしていただいたとこでございました。ただ、相手さんがちょっと受け入れが厳しいようなことで、とうとうそのままになってたという経緯もございましたんで、何とかこれがまた新たに今度の介護保険のメニューの中に入っていれば、もう一回復活させていただければなという思いで申し上げました。

で、これもいろんなほかのところもお聞きしたところによると、やはり民間委託をされてるところもあるようでございまして、これが行政がやることによってちょっといろんな大変な面があるならば、民間に委託って面も考えられないのかどうか、もう一回お尋ねいたします。

○議長（原田 重治君） 福祉課長。

○福祉課長（下石 年成君） この地域密着型サービスの夜間対応について、今回の改正によって地域密着型ということで、市町村が指定して監督をするということでございます。今回のサービスの種類としてはこの夜間対応型があるわけでございますが、しかし、この事業においてやはり事業所が果たして手を挙げるだろうかと、委託としてもですね。というのは、やはり事業所には大きなリスクが伴うということでございます。町から一方的にやりますよと言っても、手を挙げない限りやれないだろうというふうに思うんです。というのは、町長も申されましたが、国が人口20万人に対して利用者は300人程度を見込んだ事業ということでイメージしてるわけです。裏を返せば、この300人程度が採算がとれるんだということなんです。

したがって、この20万人人口の中で一事業所ということでございますので、小さい町の三股町で2万5,000の町でそれが事業所が採算がとれるんだろうか。このリスクを覚悟しながらやるとすれば別でございますが、しかし、多分、手を挙げないだろう。というのは、その夜間対応型訪問介護をやるとすれば人員基準がですね、人員基準、そして設置基準があります。オペレーターセンターを設置しなきゃいけないとか、そして、人的な部分でヘルパーを配置しなければならない。その三股町で想定されるのが2万5,000人、人口が2万5,000ですので大体30人程度だろうというふうに思います。そうなれば、それだけの整備をしながらできるんだろうかという部分がございます。

そういうことでございますが、今現在の介護保険の中で、介護給付の中で居宅介護ということで、実際、夜間も対応している事業所があるわけです。この事業所がコムスンという事業所なんです、そこがやはり都城地区、そして鹿児島も含めてだったですか、曾於市ですか、曾於市を含めて今やってるんです、24時間体制で。これは今までの介護保険事業の中でやってるわけです。新しい地域支援事業でやってるわけではございません。だから、それをやってる、コムスンでも3人程度ぐらいしかいないわけです。

そういう状況でございますので、今後、その事業所の考え方等を聞きながら、住民の被保険者のニーズも勘案しながら、今後十分検討していかなくちゃいけないかなというふうに思っております。当分の間は今の介護保険の居宅介護事業の中でやるというふうに思っております。

○議長（原田 重治君） 池田さん。

○議員（8番 池田 克子君） わかりました。大変厳しいかなと思いながらお尋ねしたところでございます。時が来たときにはぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

次、参ります。最後の「AED」の導入でございますが、これは実は私がある植木の方が高校生でいらっしゃるんですけども、春休みに体育館で、バドミントン部らしいんですけども、準備運動をしていたら急に倒れて、そして心肺停止したと。そしてまた、そのとき体育の先生がいらっしゃるんですけどすぐ処置しようということをされたんですが、前のめりに倒れられたっていうことで、頭を打っての意識不明なのか、心臓のあれで不明なのかっていう判断がつかなくて、で、その先生がおっしゃったことには、ここでAEDがあればすぐ対応できたのになあということもおっしゃってたようです。その子供さんは20日ぐらい意識不明で、現在は何とか回復されてはいるんですが、まだ入院中ということらしいです。その話を聞きまして、本当に今また、さっき申したようにAEDの需要が、どこも全国的に必要性を感じてるっていうことで導入されているようでございます。

で、私もこれはぜひとも当町においてもできれば各学校別とか、あるいは体育館とか、そういう子供たち、あるいはみんなが多く集まる場所に、設置いただきたいなっていう思いでお尋ねしたところでございますが、先ほどの御答弁の中で今回4台ですか、予定されてるようでございますので、これをきっかけに、もっともっと台数をふやしていただければと思います。

清武町では公立の幼稚園、小中学校、全部で6校みたいですけども、幼稚園が1と小中学校が5っていうことで6校ですね、配置済みっていうことみたいです。新富町も今年度、補正で2台配置するというようなことでございまして、で、野尻も18年度には予定してると、5台予定ですね。これもやっぱり小学校、中学校5校ですね。全校に配置するという予定のようでございます。

命っていうのは本当に、ああ、「あのときああしてればよかった」っていうぐらいあつという間に、本当に亡くなるときにあつという間っていうような感じでございます。このAEDがそういう活躍の場がなければならぬに越したことはないんですけども、いつどこでどういう形で必要が生じるかもわかりませんので、さっき御答弁をいただきましたので、今後も何とか台数を徐々にでもふやしていただけるような御努力をしていただければ幸いです。

私、これで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（原田 重治君） 一般質問はこれで終了します。

ここでお諮りします。今定例会の一般質問は本日すべて終了しましたので、19日は休会とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、19日は休会とすることに決しました。

○議長（原田 重治君） それでは、以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日

の会議を散会します。

午後 3 時13分散会

平成18年 第3回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第4日)

平成18年6月20日(火曜日)

議事日程(第4号)

平成18年6月20日 午前10時00分開議

日程第1 常任委員長報告

日程第2 質疑・討論・採決(議案第52号から議案第75号及び陳情第5号並びに請願第1号、第2号)

追加日程第1 意見書(案)第4号について

本日の会議に付した事件

日程第1 常任委員長報告

日程第2 質疑・討論・採決(議案第52号から議案第75号及び陳情第5号並びに請願第1号、第2号)

追加日程第1 意見書(案)第4号について

出席議員(17名)

1番 斉藤ちづ子君	2番 財部 一男君
3番 上西 祐子君	4番 福留 久光君
5番 大久保義直君	6番 重久 邦仁君
7番 東村 和往君	8番 池田 克子君
9番 別府 久光君	10番 原田 重治君
11番 中石 高男君	12番 山中 則夫君
13番 小牧 利美君	14番 宮田 強雄君
15番 黒木 孝光君	16番 的場 茂君
18番 山領 征男君	

欠席議員(1名)

17番 桑畑 浩三君

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 岩松 健一君

書記 出水 健一君

書記 榎木たみ子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	桑畑 和男君	助役	原田 一彦君
教育長	田中 久光君	総務企画課長	原田 順一君
税務財政課長	渡邊 知昌君	町民保健課長	重信 和人君
福祉課長	下石 年成君	産業振興課長	木佐貫辰生君
都市整備課長	中原 昭一君	環境水道課長	福重 守君
教育課長	野元 祥一君	会計課長	上村 陽一君

午前10時00分開議

○議長（原田 重治君） これより本日の会議を開きます。

日程第 1. 常任委員長報告

○議長（原田 重治君） 日程第 1、常任委員長報告を行います。

まず、総務文教委員長よりお願いします。総務文教委員長。

〔総務文教常任委員長 大久保義直君 登壇〕

○総務文教常任委員長（大久保義直君） それでは、総務文教常任委員会の審査の結果について、会議規則第 7 6 条の規定に基づき報告をいたします。

当委員会に付託された案件は、議案第 5 2 号、5 5 号、6 2 号、6 3 号、6 4 号、6 5 号、6 6 号、6 7 号、7 2 号の 9 件であります。また、平成 1 8 年陳情第 5 号もあわせて報告を申し上げます。

議案第 5 2 号「専決処分した事件の報告及び承認について（三股町税条例の一部を改正する条例）」であります。本案の三股町税条例の一部を改正する条例は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条の第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分するものであります。この条例の改正内容は、税源移譲に関する改正、個人住民税に関する改正、たばこ税の改正、固定資産税等に関する改正であります。また、議案資料として新旧対照表が示されていますのでごらんください。

当委員会では慎重審査の結果、全会一致をもって承認することに決しました。

議案第55号「専決処分した事件の報告及び承認について（平成17年度三股町一般会計補正予算（第9号）」）であります。本案は、歳入歳出予算の総額90億5,413万7,000円に歳入歳出それぞれ7,780万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ91億3,193万9,000円とするものであります。

主なものだけ申し上げますと、歳入については地方交付税、これは特別交付税の9,362万6,000円で決定をしております。ほかの歳入も実績及び決定したものであります。歳出については諸支出金2億5,000万円で、ほかは執行残であります。

当委員会では慎重審査の結果、全会一致をもって承認することに決しました。

議案第62号「三股町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例」について説明いたします。この条例の一部改正は、三股町企業職員の種類及び基準に関する条例第2条第3項中の宿日直手当及び企業手当を削るものであります。

当委員会では審査の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第63号「三股町特別職報酬等審議会条例」について説明いたします。この条例は、議会議員、町長ほか特別職の給与等を定めるもので、審議会条例を設置するものであります。

当委員会では慎重審査の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第64号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」について説明いたします。この条例の改正は、議案第63号との関連もあり、特別職と職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の別表中、三股町国民保護協議会委員の次に特別職報酬等審議会委員を加えるものであります。

当委員会では慎重審査の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第65号「職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」について説明いたします。この条例の一部改正は、本則に（委任）第4条に、この条例の施行に関し必要な事項は別に定めるを加える。また、別表第2条関係で、感染症等防疫作業手当、行旅死亡人等処理作業手当、し尿処理手当の手当を受けるものの範囲及び手当の額を定めるものであります。また、新旧対象表が掲載されてありますのでごらんください。

当委員会では慎重審査の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第66号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について説明します。この条例は、一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年三股町条例第23号）の一部を改正する条例であり、別表第1の給料表、1級から6級にし、号級も1号から125号まで設定をいたします。また、別表第2の職務級を1級から8級を1級から6級に定めるもので、級の級列、現在の級ですが、1級と2級が新しいものに入る場合に1級になります。3級が2級になります。4と5級が3級になります。6級が4級に、7級が5級に、8級が6級に改正するものであります。

す。

当委員会では慎重審査の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第67号「三股町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」について説明します。この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条の2の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し、必要な事項を定めて公表する条例を制定するものであります。

当委員会では慎重審査の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第72号「平成18年度三股町一般会計補正予算（第1号）」について説明いたします。平成18年度三股町一般会計補正予算（第1号）で、歳入歳出予算の総額84億7,000万円に歳入歳出それぞれ7,326万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ85億4,326万4,000円とするものであります。歳入については繰入金6,780万3,000円であり、歳出の主なものは教育費の勝岡小学校耐震診断委託料773万7,000円に、予備費5,845万5,000円であります。後は、4月1日の人事異動による職員の給与等を調整したものであります。

当委員会では慎重審査の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

次に、陳情第5号「JR九州に係る支援策の継続を求める陳情書」について説明いたします。昭和62年4月1日、当時の国鉄は分割民営化され、公共輸送の使命と鉄道の改正を図るべくJRが誕生しました。しかし、当初から営業赤字は避けられることなく今日に至っている。こうした対策として平成9年度から5年間、経営安定基金運用確保を目的とした新たな基金が確保され、その後も平成14年度から5年間の延伸が行われている。しかし、平成19年3月末に支援策の期限が切れることから、支援策の継続を地方自治法第99条の規定に基づき、政府に対して別紙意見書を提出いただきたいという陳情であります。

当委員会では慎重審査の結果、賛成多数で採択すべきものと決しました。

以上で、総務文教に付託された案件についての説明を終わります。ありがとうございました。

○議長（原田 重治君） 次に、福祉保健委員長よりお願いします。福祉保健委員長。

〔福祉保健常任委員長 重久 邦仁君 登壇〕

○福祉保健常任委員長（重久 邦仁君） 福祉保健常任委員会の審査結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託された案件は、議案第53号、54、55、56、57、68、69、70、71、72、73、74、75号の計13件でございます。以下、案件ごとに御説明いたします。

議案第53号「専決処分した事件の報告及び承認について（三股町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」について、本案は、第2条第3項及び第13条第1項中、介護納付金課税額8万円を9万円に改めるものであります。また、附則の追加に伴う条文の改正であります。

審査の結果、賛成多数をもって承認すべきものと決しました。

議案第54号「専決処分した事件の報告及び承認について（三股町進行性筋萎縮症者療養等給付事業実施条例）」について、この条例は、進行性筋萎縮症者に対しその福祉の増進を図ることを目的とするものであります。今回筋萎縮症者療養等給付事業の一部改正により、利用者負担分を市町村へ納入することになった等による条例改正であります。附則2で、この条例は平成18年9月30日限りその効力を失いますが、10月1日から自立支援法に移行するものであります。

審査の結果、賛成多数をもって承認すべきものと決しました。

議案第55号「専決処分した事件の報告及び承認について（平成17年度三股町一般会計補正予算（第9号））」について、福祉課において、歳入では民生費負担金397万3,000円減額は老人ホーム入居者負担金で、常設保育所、保育料の減が主なものであります。歳出においては、実績見込み額による減額補正するものであります。町民保健課において、歳入では、国庫支出金165万6,000円減額は、交付決定による減額補正であります。歳出において、節の19負担金補助及び交付金3,431万3,000円減額は、町立病院収支補てん補助金執行残であります。

審査の結果、全会一致をもって承認すべきものと決しました。

議案第56号「専決処分した事件の報告及び承認について（平成17年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第4号））」について、歳入歳出予算の総額25億5,593万1,000円に歳入歳出それぞれ6,621万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億8,971万3,000円とするものであります。本案は、国、県の交付決定と実績見込みによる減額補正であります。

審査の結果、全会一致をもって承認すべきものと決しました。

議案第57号「専決処分した事件の報告及び承認について（平成17年度三股町介護保険特別会計補正予算（第3号））」について、歳入歳出予算の総額15億2,942万3,000円に歳入歳出それぞれ690万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億2,251万7,000円とするものです。歳入について、17年度の実績見込みによる減額補正であります。歳出については、総務費、保険給付費、ともに実績見込みによる減額補正であります。

審査の結果、全会一致をもって承認すべきものと決しました。

議案第68号「三股町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について、本案は、平成17年度の収入申告に基づき、平成18年度分の国民健康保険税を試算した結果、予算額に満たないため税率を改正しようとするものであります。

審査の結果、賛成多数をもって可決すべきものと決しました。

議案第69号「三股町児童福祉施設設置条例の一部を改正する条例」について、町条例第5号別表第4、中原児童遊園の項を削るものであります。

審査の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第70号「三股町養護老人ホーム設置条例の一部を改正する条例」について、本案は、指定管理者制度導入を図るために一部改正するものであります。

審査の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第71号「三股町在宅老人デイ・サービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」について、本案も指定管理者制度導入を図るために一部改正するものであります。

審査の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第72号「平成18年度三股町一般会計補正予算（第1号）」について、歳入において、民生費負担金29万5,000円は進行性筋萎縮症者療養等給付医療負担金、国庫負担金82万円は障害者自立支援事業費等補助金であり、老人保健特別会計繰入金6,780万3,000円は前年度清算返還金であります。歳出において、社会福祉費、児童福祉費ともに人事異動に伴う補正が主なものであります。

審査の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第73号「平成18年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」について、歳入歳出予算の総額25億6,993万1,000円に歳入歳出それぞれ642万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億7,635万4,000円とするものです。歳入では、新税率による調定額と嘱託徴収員を減額し、繰越金において保険税充当分877万円増額補正するものであります。歳出では、人事異動及び国庫補助事業に対応するために保険事業費組み替え補正するものであります。

審査の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第74号「平成18年度三股町老人保健特別会計補正予算（第1号）」について、歳入歳出予算の総額20億5,300万円に、歳入歳出それぞれ7,368万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億2,668万8,000円とするものです。歳入において、過年度清算分を繰越金として増額補正し、歳出において、繰出金は一般会計に対する医療費と事務費の返還金を増額補正するものであります。

審査の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第75号「平成18年度三股町介護保険特別会計補正予算（第1号）」について、歳入歳出予算の総額15億5,262万4,000円に歳入歳出それぞれ1,696万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億6,958万8,000円とするものであります。

す。本案は、人事異動に伴う増減補正であります。

審査の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

以上で、審査の結果を報告終わります。

○議長（原田 重治君） 次に、産業建設委員長よりお願いします。

〔産業建設常任委員長 財部 一男君 登壇〕

○産業建設常任委員長（財部 一男君） 産業建設常任委員会の審査結果について、会議規則第76条の規定に基づき御報告いたします。

当委員会に付託された案件は、議案第55号、58号、59号、60号、61号、72号と請願第1号、請願第2号の計8件でございます。以下、案件ごとに説明を申し上げます。

議案第55号「専決処分した事件の報告及び承認について（平成17年度三股町一般会計補正予算（第9号））」、本案は、決算を見込んだところの補正予算案であります。歳入歳出予算の補正額については、総務文教常任委員長の報告がありましたので省略いたします。当委員会関係における補正は、実績並びに補正による歳入を増減補正し、歳出は執行残を減額補正したものであります。

審査の結果、慎重に審査した結果、全会一致で承認すべきものと決しました。

議案第58号「専決処分した事件の報告及び承認について（平成17年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号））」について御報告いたします。本案は、決算を見込んだところの補正予算案であります。歳入歳出予算の総額4,487万4,000円から、歳入歳出それぞれ158万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を4,328万5,000円とするものであります。歳入については、実績に基づき増減補正し、歳出は執行残を減額補正したものであります。

審査の結果、慎重に審査した結果、全会一致で承認すべきものと決しました。

議案第59号「専決処分した事件の報告及び承認について（平成17年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号））」について報告します。本案は、決算を見込んだところの補正予算案であります。歳入歳出予算の総額4,046万3,000円から歳入歳出それぞれ223万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を3,822万5,000円とするものであります。歳入については、実績に基づき増減補正し、歳出は執行残を減額補正したものであります。

審査の結果、慎重に審査した結果、全会一致で承認すべきものと決しました。

議案第60号「専決処分した事件の報告及び承認について（平成17年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号））」について報告いたします。本案は、決算を見込んだところの補正予算案であります。歳入歳出予算の総額4億3,246万4,000円から歳入歳出それぞれ

572万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を4億2,674万3,000円とするものであります。歳入については実績に基づき増減補正し、歳出については執行残を減額補正したものであります。

審査の結果、慎重に審査した結果、全会一致で承認すべきものと決しました。

議案第61号「専決処分した事件の報告及び承認について（平成17年度三股町墓地公園事業特別会計補正予算（第3号））」、本案は、決算を見込んだところの補正予算案であります。歳入歳出予算の総額3,286万7,000円に歳入歳出それぞれ1万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3,288万4,000円とするものであります。歳入については、実績による手数料等を増額補正し、歳出については基金で増額補正したものであります。

審査の結果、慎重に審査した結果、全会一致で承認すべきものと決しました。

議案第72号「平成18年度三股町一般会計補正予算（第1号）」、本案は、歳入歳出予算の補正額については、総務文教常任委員長の報告がありましたので省略いたします。

当委員会に関係する補正の主なものは、林道改良事業として中石益美氏より、指定寄附金として100万円がなされています。これを財源として酎子口林道を修理すべく補正したものであります。また、観光費において、町内に4カ所あるキャッチフレーズ看板を修繕すべき経費を計上したものであります。

審査の結果、慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、請願第1号「「品目横断的経営安定対策」にかかわる請願」について御報告申し上げます。本請願第1号は、平成18年5月30日に提出され、受理されたものであります。請願提出者は宮崎県農民組合連合会会長、落合幹雄氏であります。

内容は、品目横断的経営安定価格を中止し、意欲あるすべての農家を対象に、価格保障を基本にした経営安定価格を実現することを挙げてあります。ほかに2点ほど挙げてありますが省略いたします。この安定対策も支援対象は、認定農業者及び一定の条件を備える集落営農となっております。本町における認定農業者は110戸と聞いております。今後、ふえるよう努力をするとのことでもあります。また、7地区においては、ことしの5月140戸の農家で農事組合法人今新が設立され、集落営農がスタートしました。ほかの集落においてもこの対策をにらんだ動きがあると聞いております。今度の施策は担い手に対象を絞り集中、重点化することにより規模拡大やコスト低減、経営者の能力向上を図ることを目的としているものであります。

以上のような審査をした結果、慎重に審査した結果、請願第1号は不採択ということを決しました。

請願第2号「日本と同等の安全対策のないアメリカ産牛肉の輸入再開に反対する請願」であります。本請願第2号は、平成18年5月30日に提出され受理されたものであります。請願提出

者は宮崎県農民組合連合会会長落合幹雄氏であります。内容は、日本と同等のBSE安全対策が実施されない限りアメリカ産牛肉の輸入を再開しないこと。全頭検査は、国の責任で行うこと。牛肉加工品について、原産地表示を行うこととあります。今回の請願は、3月議会において陳情第2号が採択されている内容と同等のものであります。

以上のようなことから、審査の結果、慎重に審査した結果、請願第2号は全会一致で継続審査すべきものと決しました。

以上で、当委員会の審査報告を終わります。

日程第2. 質疑・討論・採決（議案第52号から議案第75号及び陳情第5号並びに請願第1号、第2号）

○議長（原田 重治君） 日程第2、質疑、討論、採決を行います。

議案第52号「専決処分した事件の報告及び承認について（三股町税条例の一部を改正する条例）」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 議案52号「町税条例の一部を改正する条例」に対して反対討論いたします。

今回の地方税法の改正は、三位一体改革による税源移譲、定率減税の廃止、固定資産税の負担、調整措置の強化などが行われます。定率減税の縮小で18年度は2,830万円の増税になり、また均等割の非課税の基準が引き下げられ、低所得者にそれぞれ3,000円が増税されるようになります。格差社会が深刻になる中で、低所得者に増税となる今回の条例は国が決めたことですが反対いたします。

以上、討論を終わります。

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。異議があるようですから起立により採決します。議案第52号は、総務文教委員長の報告のように原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（原田 重治君） 起立多数であります。よって、議案第52号は原案のとおり承認されました。

議案第５３号「専決処分した事件の報告及び承認について（三股町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第５３号は福祉保健委員長の報告のように原案のとおり承認することに御異議ありませんか。（「異議あり」と呼ぶ者あり）——異議があるようですから、起立により採決します。議案第５３号は、福祉保健委員長の報告のように原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（原田 重治君） 起立多数であります。よって、議案第５３号は原案のとおり承認されました。

議案第５４号「専決処分した事件の報告及び承認について（三股町進行性筋萎縮症者療養等給付事業実施条例）」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第５４号は福祉保健委員長の報告のように原案のとおり承認することに御異議ありませんか。（「異議あり」と呼ぶ者あり）——異議があるようですから起立により採決します。議案第５４号は福祉保健委員長の報告のように原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（原田 重治君） 起立多数であります。よって、議案第５４号は原案のとおり承認されました。

議案第５５号「専決処分した事件の報告及び承認について（平成１７年度三股町一般会計補正予算（第９号））」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第５５号は、各委員長の報告のように原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第５５号は原案のとおり承認されました。

議案第５６号「専決処分した事件の報告及び承認について（平成１７年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第４号））」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第５６号は、福祉保健委員長の報告のように原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第５６号は原案のとおり承認されました。

議案第５７号「専決処分した事件の報告及び承認について（平成１７年度三股町介護保険特別会計補正予算（第３号））」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第５７号は、福祉保健委員長の報告のように原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第５７号は原案のとおり承認されました。

議案第５８号「専決処分した事件の報告及び承認について（平成１７年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号））」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第５８号は、産業建設委員長の報告のように原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第５８号は原案のとおり承認されました。

議案第５９号「専決処分した事件の報告及び承認について（平成１７年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号））」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第59号は、産業建設委員長の報告のように原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第59号は原案のとおり承認されました。

議案第60号「専決処分した事件の報告及び承認について（平成17年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号））」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第60号は産業建設委員長の報告のように、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第60号は原案のとおり承認されました。

議案第61号「専決処分した事件の報告及び承認について（平成17年度三股町墓地公園事業特別会計補正予算（第3号））」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第61号は、産業建設委員長の報告のように原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第61号は原案のとおり承認されました。

議案第62号「三股町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第62号は、総務文教委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

議案第63号「三股町特別職報酬等審議会条例」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第63号は、総務文教委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。（「済いません、暑いから窓をあけたいんですけど、よろしいでしょうか」と呼ぶ者あり）はい、どうぞ。それ、きいてないですか。——いいですか。

議案第64号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第64号は、総務文教委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。（「異議あり」と呼ぶ者あり）——異議があるようですから、起立により採決します。議案第64号は、総務文教委員長の報告のように原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（原田 重治君） 起立多数であります。よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

議案第65号「職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第65号は、総務文教委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

議案第66号「一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第66号は、総務文教委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

議案第67号「三股町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第67号は、総務文教委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

議案第68号「三股町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 議案68号「三股町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」

について、反対の立場から討論いたします。

今回の改定は、家族3人課税標準額150万円、固定資産税4万円のモデル家庭で、13%増の3万1,200円の負担増となります。国保の世帯は17年度で4,862世帯あり、全町世帯の2分の1以上となっております。農業や商工業者、年金生活者がほとんどです。18年度小泉内閣の構造改革総仕上げということで、庶民に所得税、住民税の定率減税の廃止など増税が押しつけられております。収入はふえないのに、税金や医療費などの負担は耐えがたいものとなっております。

今回の国民健康保険税の改定は、昨年度の医療費の増や国からの特別交付金がゼロ円だったという要因で値上げをせざるを得ないと言われましたが、均等割、平等割の上げ幅が大きく、低所得者にとって負担が大きいものとなっております。16年5月までの滞納額も1億2,507万円もあり、被保険者においては、支払い限界を越えた負担増を押しつける今回の保険税条例は認めることはできません。よって、本国民健康保険税条例改正に反対を表明して討論を終わります。

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。異議があるようですから、起立により採決します。議案第68号は、福祉保健委員長の報告のように原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（原田 重治君） 起立多数であります。よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

議案第69号「三股町児童福祉施設設置条例の一部を改正する条例」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第69号は、福祉保健委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第 69 号は原案のとおり可決されました。

議案第 70 号「三股町養護老人ホーム設置条例の一部を改正する条例」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第 70 号は、福祉保健委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第 70 号は原案のとおり可決されました。

議案第 71 号「三股町在宅老人デイ・サービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第 71 号は、福祉保健委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第 71 号は原案のとおり可決されました。

議案第 72 号「平成 18 年度三股町一般会計補正予算（第 1 号）」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第72号は、各委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

議案第73号「平成18年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」を議題とし質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第73号は、福祉保健委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

議案第74号「平成18年度三股町老人保健特別会計補正予算（第1号）」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第74号は、福祉保健委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

議案第75号「平成18年度三股町介護保険特別会計補正予算（第1号）」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第75号は、福祉保健委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

陳情第5号「JR九州に係る支援策の継続を求める陳情」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。別府君。

○議員（9番 別府 久光君） 私は、この陳情書に対して、TR高千穂線の存続を求めるとか、そういった陳情であれば、私もいささかも反対するものではありません。この旧国鉄からJRにかわって、既に20年を経過しようとしておるわけです、来年の3月でですね。人間で例えますと、おぎゃっと生まれてから成人を迎えようとしておるわけです。しかも、仮に二十で入社したとなりますと40歳です。

そういうことから、この陳情についていかなものかということと、ここの中ほどにも書いてありますけれども、この間の低金利による影響を受けて経営安定基金の大幅な減少ということを書いてあります。しかも、提出者が九州旅客鉄道労働組合鹿児島地方本部となっております。経営側はどのような考えを持っているのか。経営者側はですね。だから、こういったことを踏まえて、経営者側はもう要らないよとなった場合にいかなもんかということから私は反対いたしました。

以上です。

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。この陳情に対する総務文教委員長長の報告は採択であります。陳情第5号は、総務文教委員長長の報告のように採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（原田 重治君） 起立多数であります。よって、陳情第5号は採択することに決しました。

請願第1号「品目横断的経営安定対策」にかかわる請願」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。本請願に対する産業建設委員長長の報告は不採択であります。したがって、原案について採決します。この採決は起立によって行います。請願第1号を採択することに賛成の議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（原田 重治君） 起立少数であります。よって、請願第1号は不採択とすることに決しました。

請願第2号「日本と同等の安全対策のないアメリカ産牛肉の輸入再開に反対する請願」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。上西さん。

○議員（３番 上西 祐子君） 産業建設委員長にお伺いいたしますが、先ほど継続審議というふうなことをおっしゃいましたが、３月議会では、これと同じ、ほとんど同じ内容の請願が採択されてるのに、なぜ私が紹介議員になったこの請願に対して継続審議になったのか、そのあたりをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（原田 重治君） 産業建設委員長。

○産業建設常任委員長（財部 一男君） ただいまの質疑に対してお答えいたします。

確かに３月議会において陳情をなされておりました。内容等も同等のものであると。報告でも言いましたが、同等のものであるということで採択をされております。３月議会で採択をされて、そういう意見書等も提出されておるわけですので、もうそんな期間もない中に、同じような採択を、議会として、町議会として、そういう採択をされたわけですから、同じようなことを二度もする必要があるのかなあということを含めながらいろんな御意見等が出ました。そういう中で、じゃあもう少し様子を見たらどうかと、いろんな形で今マスコミ等からも出されておりますが、そういうことを含めながら、もう少し状況を見てから判断してもいいんじゃないかということから、継続審査ということになったところであります。

○議長（原田 重治君） いいですか。——ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。請願第２号は、産業建設委員長の報告のように継続審査とすることに御異議ありませんか。（「異議あり」と呼ぶ者あり）——異議ありでしょ。異議があるようですから起立により採決します。請願第２号は、産業建設委員長の報告のように継続審査とすることに賛成議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（原田 重治君） 起立多数であります。よって、請願第２号は継続審査とすることに決しました。

先ほどの陳情第５号「ＪＲ九州に係る支援策の継続を求める陳情」の採択に伴う意見書（案）の取り扱いについてお諮りします。意見書（案）第４号「ＪＲ九州に係る支援策等に関する意見書」を日程に追加し、全体審議で措置することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。

それでは、議事日程表の日程第2の次に、追加日程第1、意見書（案）第4号についてと記入願います。

追加日程第1. 意見書（案）第4号について（上程・質疑・討論・採決）

○議長（原田 重治君） それでは、追加日程第1、意見書（案）第4号を議題といたします。

意見書（案）第4号について、提出者の説明を求めます。大久保君。

○議員（5番 大久保義直君） それでは、意見書（案）第4号「JR九州に係る支援策等に関する意見書」についての提案の趣旨を説明いたします。

昭和62年4月、国鉄から分割民営化が行われ、JR7社が誕生いたしました。発足当初からJR九州ほか2社は営業赤字を避けることができないとして、経営安定基金運用益による支援や固定資産税等の減免など対策が実施されてきました。

しかし、この支援等も平成19年3月いっぱい期限切れを迎えることとなっております。JR九州は、地域住民の足として国民の生活に欠くことのできない存在であります。その支援制度の再々延長と現行支援策以上の効果をもたらす対策の継続を関係機関に強く要請するため、意見書を提出するものであります。

よろしく御審議の上、御承認くださるようお願いいたします。

以上で終わります。

○議長（原田 重治君） それでは、これより質疑、討論、採決を行います。

意見書（案）第4号「JR九州に係る支援策等に関する意見書」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。意見書（案）第4号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。（「異議あり」と呼ぶ者あり）——異議があるようですから、起立により採決します。意見書（案）第4号は、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（原田 重治君） 起立多数であります。よって、意見書（案）第４号は原案のとおり可決されました。

意見書は速やかに関係機関に送付し、その善処方を求めることにいたします。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午前11時14分休憩

.....
〔全員協議会〕
.....

午前11時15分再開

○議長（原田 重治君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

.....
○議長（原田 重治君） それでは、以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午前11時15分散会
.....

平成18年 第3回（定例） 三 股 町 議 会 会 議 録 （第5日）

平成18年6月22日（木曜日）

議事日程（第5号）

平成18年6月22日 午前10時00分開議

日程第1 追加議案の取扱いについて

日程第2 議案第76号から議案第78号までの3議案及び報告1件並びに要望書（案）第1号一括議題

日程第3 質疑・討論・採決

日程第4 議員派遣の報告について

日程第5 議会運営委員会の閉会中の審査事項について

日程第6 議会広報編集特別委員会の閉会中の審査事項について

日程第7 議員派遣について

追加日程第1 山中則夫君の議員辞職の件

本日の会議に付した事件

日程第1 追加議案の取扱いについて

日程第2 議案第76号から議案第78号までの3議案及び報告1件並びに要望書（案）第1号一括議題

日程第3 質疑・討論・採決

日程第4 議員派遣の報告について

日程第5 議会運営委員会の閉会中の審査事項について

日程第6 議会広報編集特別委員会の閉会中の審査事項について

日程第7 議員派遣について

追加日程第1 山中則夫君の議員辞職の件

出席議員（18名）

1 番 斉藤ちづ子君

2 番 財部 一男君

3 番 上西 祐子君

4 番 福留 久光君

5 番 大久保義直君

6 番 重久 邦仁君

7 番 東村 和往君

8 番 池田 克子君

9番 別府 久光君	10番 原田 重治君
11番 中石 高男君	12番 山中 則夫君
13番 小牧 利美君	14番 宮田 強雄君
15番 黒木 孝光君	16番 的場 茂君
17番 桑畑 浩三君	18番 山領 征男君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 岩松 健一君	書記 出水 健一君
	書記 榎木たみ子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	桑畑 和男君	助役	原田 一彦君
教育長	田中 久光君	総務企画課長	原田 順一君
税務財政課長	渡邊 知昌君	町民保健課長	重信 和人君
福祉課長	下石 年成君	産業振興課長	木佐貫辰生君
都市整備課長	中原 昭一君	環境水道課長	福重 守君
教育課長	野元 祥一君	会計課長	上村 陽一君

午前10時00分開議

○議長（原田 重治君） これより本日の会議を開きます。

日程第1. 追加議案の取扱いについて

○議長（原田 重治君） 日程第1、追加議案の取り扱いについてを議題といたします。

議会運営委員長より報告をお願いします。議会運営委員長。

〔議会運営委員長 山中 則夫君 登壇〕

○議会運営委員長（山中 則夫君） おはようございます。それでは、議会運営委員会の協議の結果について御報告いたします。

昨日、議会運営委員会を開催し、本日追加上程されます議案の取り扱いについて協議を行いま

した。その結果、追加議案第76号から議案第78号の3議案の取り扱いにつきましては、今定例会の初日に議決しましたとおり、委員会付託を省略し、全体審議で措置し、また、要望書（案）第1号についても同様に措置することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（原田 重治君） お諮りします。本日追加提案されます議案第76号から議案第78号の3議案と要望書（案）第1号の取り扱いについては、議会運営委員長の報告のとおり、3議案については初日に議決のとおりとし、要望書（案）第1号についても、委員会付託を省略し、全体審議で措置することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、追加提案されます議案第76号から議案第78号の3議案については初日の議決のとおりとし、要望書（案）第1号については、委員会付託を省略し、全体審議で措置することに決しました。

日程第2．議案第76号から第78号までの3議案及び報告1件並びに要望書（案）第1号一括議題

○議長（原田 重治君） 日程第2．議案第76号から第78号までの3議案及び報告1件並びに要望書（案）第1号を一括して議題とします。

ここで、提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君） おはようございます。本日追加上程いたしました3議案について、その提案理由の説明を申し上げます。

議案第76号、議案第77号の「工事請負契約の締結」については、関連がございますので、一括して御説明を申し上げます。

三股中学校校舎は、老朽化に伴い、修繕箇所が増加が顕著になってきているため、平成18年度に管理棟など、本格的な工事に着手し、継続して、平成20年度までに普通教室棟及び特殊教室棟などを順次整備していくものであります。

教育環境の整備を行い、教育の質の向上を図ることを目的に、それぞれの工種別に、去る6月16日に入札に付したところであります。

まず、議案第76号の「平成18年度三股中学校整備事業第1期管理棟建築主体工事」については、指名競争入札の結果、株式会社洵脇組が3億8,325万円で落札したところであります。

議案第77号の「平成18年度三股中学校整備事業第1期管理棟機械設備工事」については、指名競争入札の結果、株式会社島田工業が、4,935万円で落札したところであります。

次に、議案第78号の「工事請負契約の締結」について御説明申し上げます。

本工事は、平成18年度三股町中原団地C棟建築主体工事を施工するものであります。中原第3団地は、昭和44年から昭和45年にかけて建設され、既に耐用年数の30年を過ぎているため、健康で文化的な生活を営むに最適な住宅を整備することを目的に、平成17年度より3カ年の計画で建てかえを行っているところであります。平成18年度分につきまして、去る6月の16日に指名競争入札に付したところ、はやま建設株式会社が2億9,263万5,000円で落札したところであります。

以上、3議案につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づいて、それぞれ議会の議決を求めようとするものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしく御審議の上、御承認くださるようお願いを申し上げます。

なお、追加報告を1件提出しております。

報告第4号「三股町土地開発公社の平成17年度事業決算」については、関係法令の規定に基づき、議会に報告するものであります。よろしく御理解をいただきますようお願いを申し上げます。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（原田 重治君） ここで補足説明があれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に要望書（案）第1号の趣旨説明を求めます。大久保君。

〔5番 大久保義直君 登壇〕

○議員（5番 大久保義直君） それでは、「宮崎県議会議員定数削減等を求める要望書（案）」の趣旨を説明いたします。

宮崎県議会は、3月22日の本会議において、現在の議員定数45人を現状のまま維持することを決定しました。県内市町村では、財政状況が極めて厳しい状況のもと、合併問題で厳しい選択を迫られ、議員定数においては、地方自治法に求める上限数から大幅に削減している。改革の道を選択し、既得権を放棄した市町村の立場を考えると、県民に範を垂れるべき県議会の時代に流れに逆らったこの決定に、到底賛同できるものではありません。

県の一般会計予算は、5年連続で前年度を下回る超緊縮型であり、このまま行くと、基金の枯渇から、2009年度には予算が組めない最悪の状態に陥ると報道された。この難局を前に、県は2009年度までに職員を900人減らし、年間約74億円の支出を削減する新改革大綱をつくり、経費削減に取り組む意向を示している。

この行政改革をチェックする機関であり、ともに痛みを分かち合うべき県議会の早急な再考を

望むものである。

議員数については、県民の代弁者であることから、やみくもに削減だけをとらえることは問題でもあるが、さまざまな情報手段が整った今日、県民が県行政を監視する機能も充実してきており、代弁漏れを過剰に恐れることなく、時勢を考え、少数精鋭主義に切りかえる方向を目指すべきである。

よって、県議会においては、議員定数、報酬及び政務調査費等を含め、県民の納得する改革を実行するよう、強く要望するものであります。平成18年6月22日、宮崎県三股町議会。

以上で説明を終わります。

日程第3. 質疑・討論・採決

○議長（原田 重治君） 日程第3、質疑、討論、採決を行います。

議案第76号「工事請負契約の締結」についてを議題として質疑を行います。質疑ありませんか。上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 中学校の整備事業は、まあ、この金額、私ははっきりわからないんですけど、この中学校の校舎ていうのは、修理がおもですよ。そうしたときに、修理をしながら、こう、建てかえていくわけで、工事をやってみないと何が起こるかわからないわけで、この金額では、まあ、やれると思って、こう、やっとしても、仮に突発的な何か出てきたときに、その工事費が追加で、またこうされるというふうな——普通、真っさらなさら地に立てるのと違うわけですから、そういうおそれもあるんじゃないかなあと思うわけですけど、そこら辺の処置というんですか、そういうふうなところはもうなっているんでしょうか。

○議長（原田 重治君） 教育課長。

○教育課長（野元 祥一君） 中学校の整備事業についてはですね、大規模改造と耐震補強、それと増築、まあ、この三本立てという格好になります。それで、大規模改造については、今出ましたように、やってみないとわからないという部分も確かにあるかもしれませんが、一応、設計をして、その設計に基づいて、まあ、入札を今回実施した。で、それで工事を進めていくわけですので、現時点ではですね、この契約の内容で工事が施工できるものということで考えております。

で、万一、工事を進める中で、どうしても設計変更をせざるを得ないという事態が生じた場合ですね、まあ、軽微なものについては、まとめてという格好で、後でお願いすることになるかもしれませんが、どうしても大きな変更をせざるを得ないというような場合には、先日の定例会で、総務委員会の方で、閉会中の審査ということでされたようですので、また総務委員会の方にも現場を見ていただいて、そういう形で進めていきたいということで考えております。

よろしいでしょうか。はい。

○議長（原田 重治君） ほかに質疑はありませんか。財部君。

○議員（２番 財部 一男君） 町長にちょっとお尋ねいたしたいと思います。

今回の入札方法は指名競争入札となっております。昨年、中原——これは中学校ですけど、まあ、中原団地を建設する際に、一般競争入札を導入された経緯があります。私も、３月議会においてもですね、やはり１８年度については大きな工事が何件も入っているの、ということで、まあ、改革する方向ですね、ということで質問等もしておりましたが、そういう中で、町長の方でも改革を進めるというようなお話があったんですが、せっかく一般入札を導入されて、改革の芽があってくるのかなというふうに感じておりましたが、今回、指名競争入札になっておることについては、一步また後退してしまったという感じがしないわけではありません。

そういうことから考えたらですね、なぜそういうふうになったのか、町長の心境の変化、どういうことであつたのか、まあ、改革の芽をつぶされていくのか、そのあたりについて御返答をお願いしたいと思います。

○議長（原田 重治君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） それでは、お答え申し上げます。

昨年の中原第３団地のＡ棟、Ｂ棟につきましては、いわゆる条件付きの一般競争入札というものを導入したわけでございます。これにつきましては、今後の入札制度を検討、また研究する一つの方法として、試行的に実施したものでございます。今後、この制度を必ずしも導入するということではないわけでございます。

以上です。

○議長（原田 重治君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第７６号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第７６号は原案のとおり可決されました。

議案第 77 号「工事請負契約の締結」についてを議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第 77 号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第 77 号は原案のとおり可決されました。

議案第 78 号「工事請負契約の締結」についてを議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第 78 号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第 78 号は原案のとおり可決されました。

ここでお諮りします。ただいま「工事請負契約の締結」の議案が議決されたことに伴い、仮契約から本契約と移行し、着工の運びとなりますが、今後の工事の進捗状況を審査するため、中学校整備事業については総務文教委員会に、中原団地建設工事については産業建設委員会に付託し、工事が竣工するまで、閉会中も活動できるようにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、総務文教委員会においては中学校整備事

業の、産業建設委員会においては中原団地建築工事の進捗状況を審査するため、工事が竣工するまで、閉会中も活動できることに決しました。

両委員会におかれましては、閉会中の審査方よろしくをお願いします。

要望書（案）第1号「宮崎県議会議員定数削減等を求める要望書」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。要望書（案）第1号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、要望書（案）第1号は原案のとおり可決されました。

要望書は速やかに関係機関に送付し、その善処方を求めることといたします。

日程第4. 議員派遣の報告について

○議長（原田 重治君） 日程第4、議員派遣の報告についてを議題といたします。

去る5月23日に、長田地区簡易水道整備事業の補助内示の早期決定要望を行うため、小牧君を厚生労働省に議長採決で派遣、決裁で派遣いたしました。活動の結果報告については事務局に提示されております。

以上、報告いたします。

日程第5. 議会運営委員会の閉会中の審査事項について

○議長（原田 重治君） 日程第5、議会運営委員会の閉会中の審査事項についてを議題とします。

議会運営委員長より議長あてに、7月19日から1泊2日の日程で、熊本県植木町の議会運営状況について調査を行いたい旨、申請が来ております。

お諮りします。議会運営委員会については、7月19日から1泊2日の日程で、熊本県植木町の議会運営に関する調査並びに本定例会の閉会後に招集される次回定例会、または臨時会の会期、

その他議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項を閉会中の審査事項とし、議会運営委員会は閉会中も活動できることにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会については、熊本県植木町の議会運営に関する調査並びに本定例会の閉会後に招集される次回定例会、または臨時会の会期、その他議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項を閉会中の審査事項とし、議会運営委員会は閉会中も活動できることに決しました。

日程第 6. 議会広報編集特別委員会の閉会中の審査事項について

○議長（原田 重治君） 日程第 6. 議会広報編集特別委員会の閉会中の審査事項についてを議題とします。

お諮りします。議会広報編集特別委員会については、本定例会にかかわる広報の編集及び発送事務を閉会中の審査事項とし、議会広報編集特別委員会は閉会中も活動できることにしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議会広報編集特別委員会については、本定例会にかかわる広報の編集及び発送事務を閉会中の審査事項とし、議会広報編集特別委員会は閉会中も活動できることに決しました。

日程第 7. 議員派遣について

○議長（原田 重治君） 日程第 7、議員派遣についてを議題とします。

先ほど議決をしました議会運営委員会の研修には、正副議長も同行することになっております。閉会中の議員派遣については、議会規則第 119 条の規定により議会の議決が必要ですので、ここでお諮りします。7 月 19 日からの議会運営委員会の研修に正副議長を派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会の研修に正副議長を派遣することに決しました。

追加日程第 1. 山中則夫君の議員辞職の件

本日、山中君から議員の辞職願が提出されております。

ここでお諮りします。山中則夫君の議員辞職の件を日程に追加し、追加日程第 1 とし、議題と

することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、山中則夫君の議員辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決しました。議事日程表にその旨記入願います。

追加日程第1、山中則夫君の議員辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、山中君の退場を求めます。

〔12番 山中 則夫君 退場〕

○議長（原田 重治君） 局長に辞職願を朗読させます。

○事務局長（岩松 健一君） それでは、朗読させていただきます。

平成18年6月22日、三股町議会議長原田重治殿、三股町議会議員山中則夫。

辞職願。このたび、一身上の都合により、平成18年6月30日をもって議員を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

以上であります。

○議長（原田 重治君） お諮りします。山中則夫君の議員の辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、山中則夫君の議員の辞職を許可することに決定しました。

山中君の入場を許可します。

〔12番 山中 則夫君 入場〕

○議長（原田 重治君） 山中君にお伝えします。

6月30日をもって議員を辞職されたいという願いは、ただいま本会議で許可されました。

以上ですべての案件を議了しましたが、3月定例会以降の議長の公務報告はお手元に配付してあるとおりであります。

ここで本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午前10時28分休憩

〔全員協議会〕

午前10時49分再開

○議長（原田 重治君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

○議長（原田 重治君） 以上で今会期の全日程を終了しましたので、これをもって平成18年第3回三股町議会定例会を閉会いたします。

午前10時49分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 原田 重治

署名議員 東村 和往

署名議員 山中 則夫